

第2期 栗東市子ども・子育て支援事業計画
【案】

令和元年 12 月
栗 東 市

もくじ

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格・位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定体制.....	3
第2章 栗東市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状.....	4
1 栗東市の人口の動向と推計.....	4
2 世帯の動向.....	11
3 就業状況.....	13
4 栗東市の教育・保育施設の状況.....	15
5 ニーズ調査結果からみる子育ての状況.....	21
第3章 第1期計画の進捗状況と課題.....	28
1 第1期計画における見込み量と実績値との比較.....	28
2 現状とニーズ調査結果を踏まえた課題.....	34
第4章 計画の基本的な考え方.....	35
1 計画の基本理念.....	35
2 計画策定の視点.....	35
3 計画の基本目標.....	36
4 施策体系.....	38
第5章 施策の方向.....	39
1 安心して子どもを生き育てられる施策の推進.....	39
2 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり.....	45
3 すべての子どもの人権を尊重するまちづくり.....	55
4 子どもの成長と親としての成長を支え合う環境づくり.....	61
第6章 量の見込みと確保方策.....	63
1 教育・保育提供区域の設定.....	63
2 教育・保育の見込みと確保方策.....	64
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	68
4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保.....	84
第7章 計画の推進.....	85
1 計画の推進体制.....	85
2 計画の進行管理.....	85

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。しかしながら、子どもの育ちや子育てをめぐる環境の変化により、出産をあきらめる人や悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人がおられるのが現状です。こうしたなか、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他のあらゆる分野において、子ども・子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協働し、役割を果たすことが重要となっています。

国においては、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、市町村は国及び都道府県と連携し、地域の実情に応じて質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、その利用を支援することが求められています。また、平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、子どもを生き育てやすい環境づくりが重要な課題とされるとともに、平成 27 年 8 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、女性の就労を支援する取組の推進が一層、求められています。

平成 28 年 6 月には「児童福祉法」が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと、法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。さらに、令和元年 5 月に幼児教育・保育を無償化する改正子ども・子育て支援法が成立し、すべての子どもが健やかに成長するように支援し、保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮することが示されています。

本市では、平成 26 年 3 月に、子ども・子育て支援にかかる事業の利用状況や潜在的な利用希望を把握し、平成 31 年度までの 5 年間の市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の見込みと提供体制を確保することを目的とした「栗東市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てしやすい環境整備と子育て施策の充実に取り組んできました。しかし、この間も、本市における保育ニーズはさらに高まり、子育てをめぐる状況も変化してきています。こうした社会情勢の変化に対応するとともに、当初の計画期間が平成 31 年度で終了することにともない、今後 5 年間の子育て支援に関するニーズに応じた提供体制を確保することを目的に「第 2 期栗東市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の性格・位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村次世代育成支援行動計画として、これまで取り組みを進めてきた「栗東市次世代育成支援行動計画」を引き継ぐ計画と位置づけます。

なお、本市のまちづくりの総合的指針である「栗東市総合計画」を上位計画として、「栗東市地域福祉計画」など関連する分野別計画との調和と整合性を図り策定します。

3 計画の期間

本計画は、平成31年度（令和元年度）までの当初計画を引き継ぎ、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。ただし、子どもの人口推移や子ども・子育てに関するニーズの変化、事業の進捗状況、国の制度の状況を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行い、実態に即した計画の進捗に努めます。

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度 (R1年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画期間									
		中間年見直し	2期計画策定		第2期・計画期間				

4 計画の策定体制

(1) 「栗東市子ども・子育て会議」での審議

○計画策定にあたっては、「栗東市子ども・子育て会議」において、各種調査の実施内容や結果、計画内容などを検討しました。

(2) 第1期計画の評価・検証の実施

○第1期計画の各施策・事業に関わる事項について、庁内関係各課や各関係機関に照会し、施策の現状や進捗状況などについての評価・検証を実施しました。

(3) アンケート調査の実施

○就学前児童または小学生のいる世帯の生活状況やニーズ等を把握するために、アンケート調査を実施しました。

(4) 関係団体調査の実施

○これまでの本市の施策や今後の課題などに関する意見を把握するために、関係団体・支援機関への調査を実施しました。

(5) パブリックコメントの実施

○計画策定にあたっては、ホームページ等において計画案を公表し、市民の皆さんの考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

実施期間：令和元年12月26日～令和2年1月24日

第2章 栗東市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

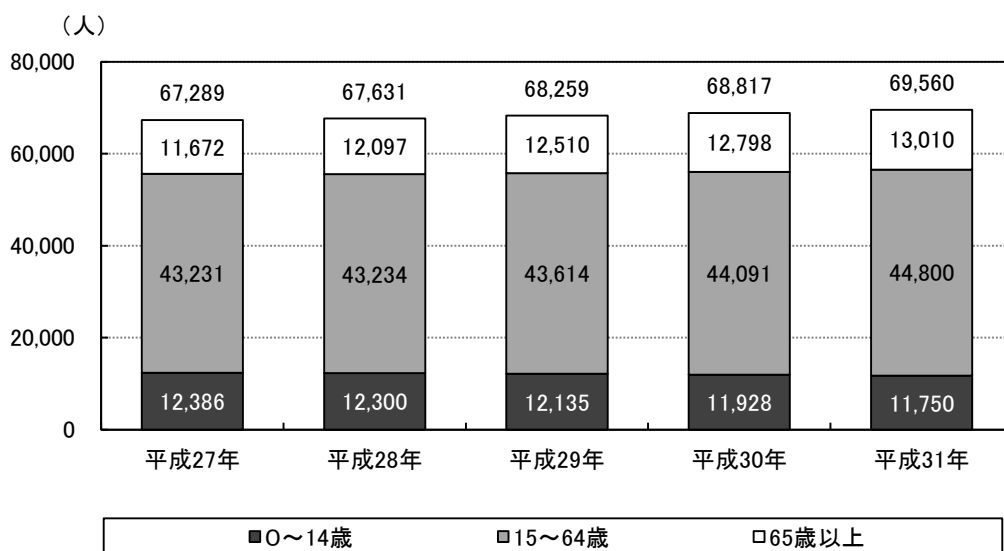
1 栗東市の人口の動向と推計

(1) 人口の推移

① 総人口・年齢別人口の推移

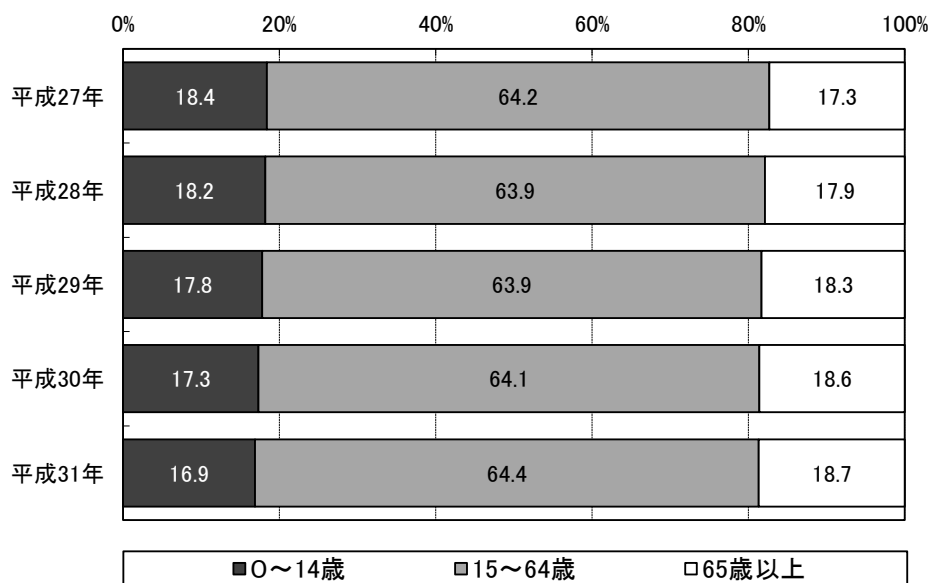
総人口は年々増加を続けており、平成31年は69,560人で、平成27年に比べて2,271人増加しました。増加しているのは、65歳以上の老年人口と15～64歳の生産年齢人口で、14歳以下の年少人口は減少しています。

■ 年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末）

■ 年齢3区分別人口割合の推移



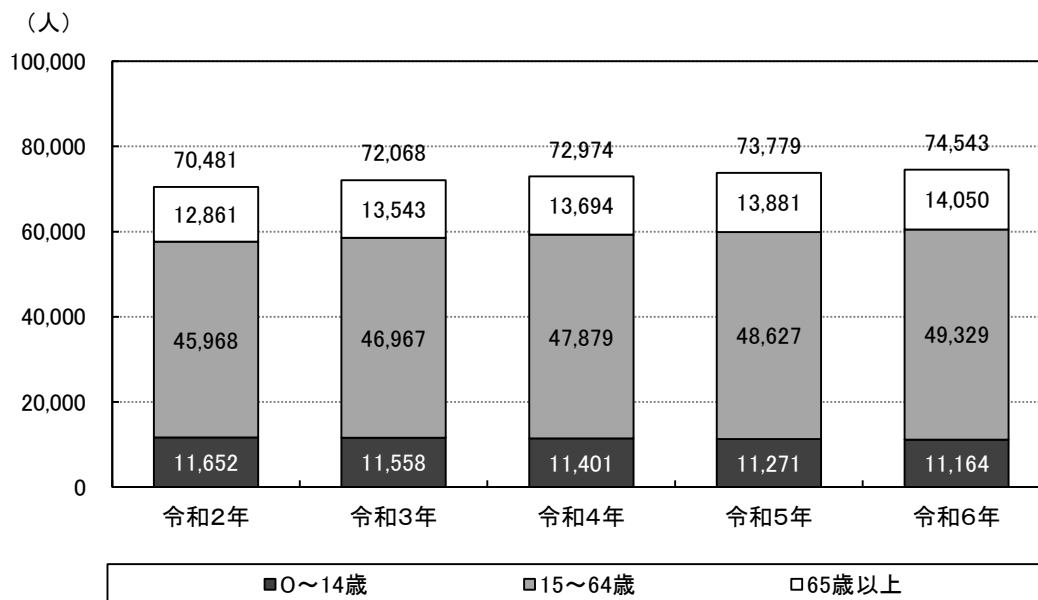
資料：住民基本台帳（各年3月末）

※四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります

②将来人口・年齢別人口の推移

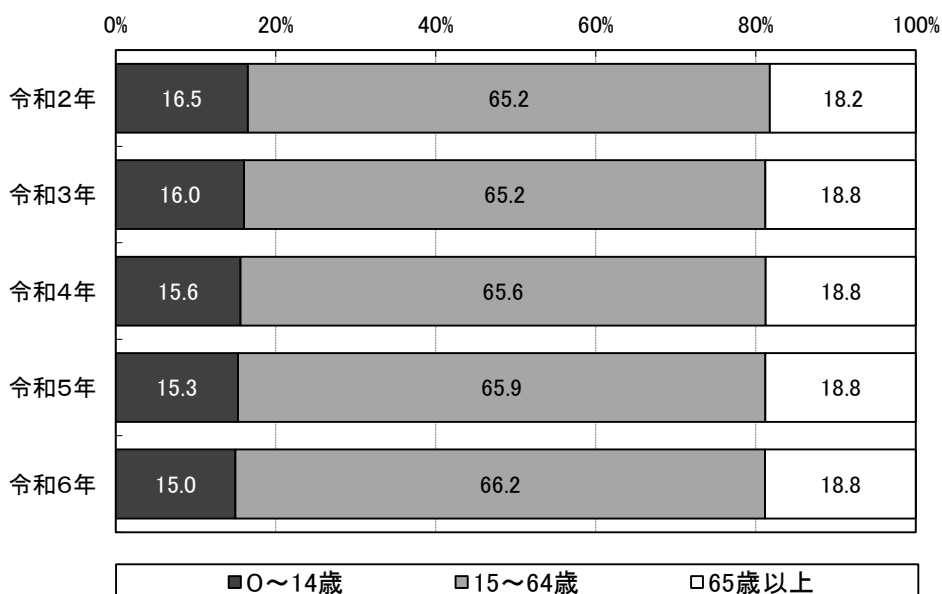
コーホート変化率法による将来人口推計では、今後も人口の増加が予測されています。年少人口は減少し、生産年齢人口と老年人口は増加する見込みとなっています。

■将来人口の推計



資料：住民基本台帳の実績値をもとにコーホート変化率法により算出

■年齢3区分別人口割合の推計



資料：住民基本台帳の実績値をもとにコーホート変化率法により算出

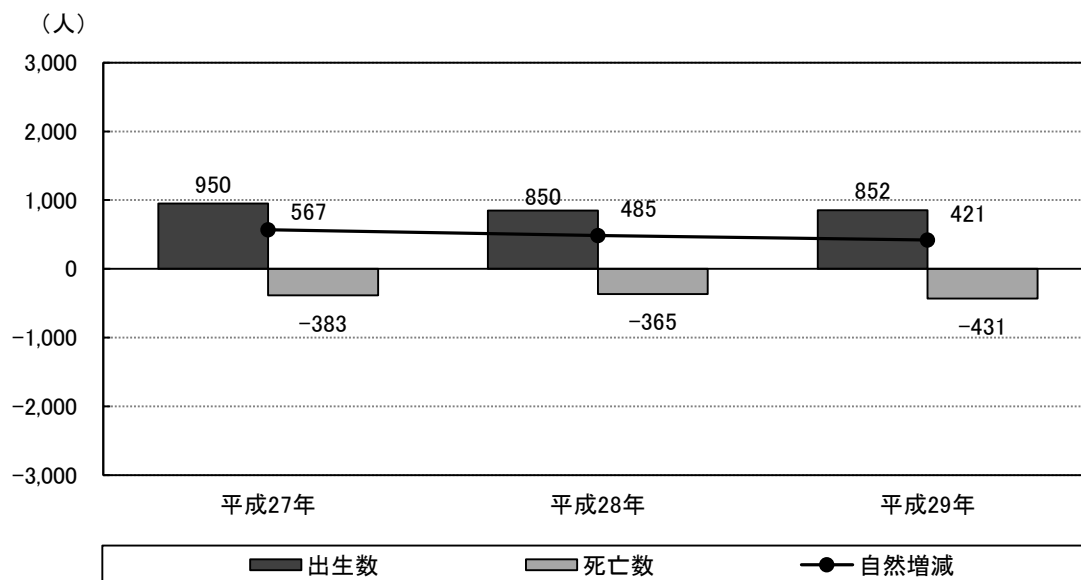
※四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります

(2) 出生・死亡数の状況

①出生・死亡数の推移

平成27年以降、出生数が死亡数を上回る自然増の状態が続いています。

■出生数・死亡数の推移

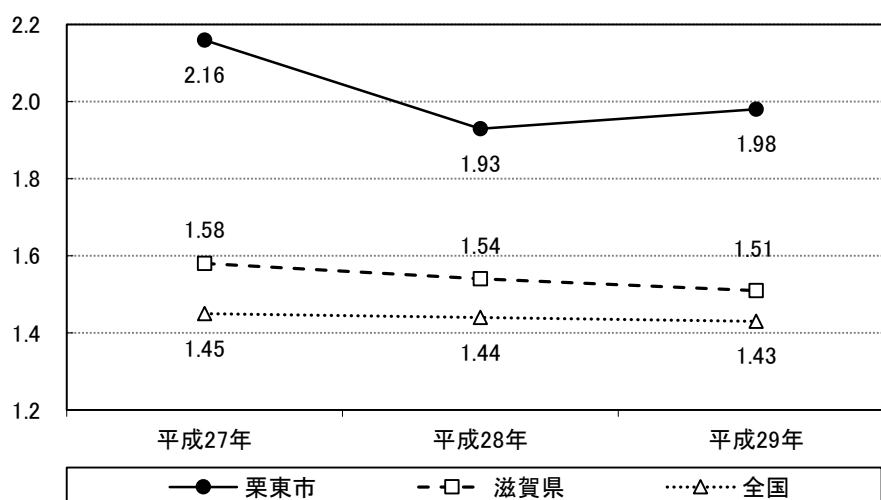


資料：南部健康保険福祉事務所（草津保健所）事業年報（平成27～29年）

②合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、全国、滋賀県を上回っています。平成29年は1.98となっています。

■合計特殊出生率の推移

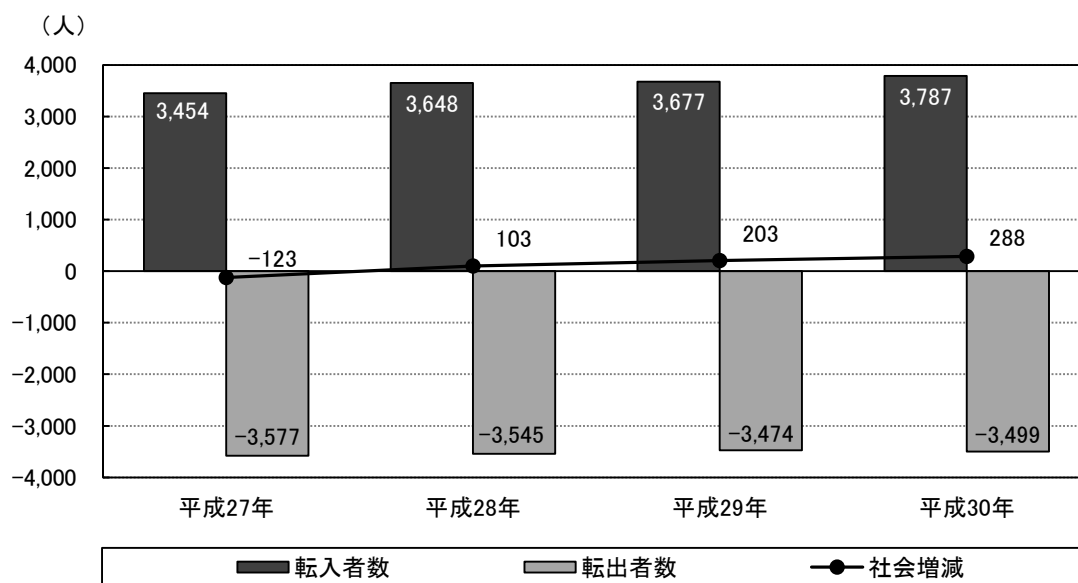


資料：南部健康福祉事務所（草津保健所）平成29年度事業年報

(3) 転入・転出の状況

転入・転出の状況では、平成28年以降、転入が転出を上回る状況が続いています。平成30年の転入者数は3,787人で、転出者数を288人上回っています。

■ 転入・転出者数の推移



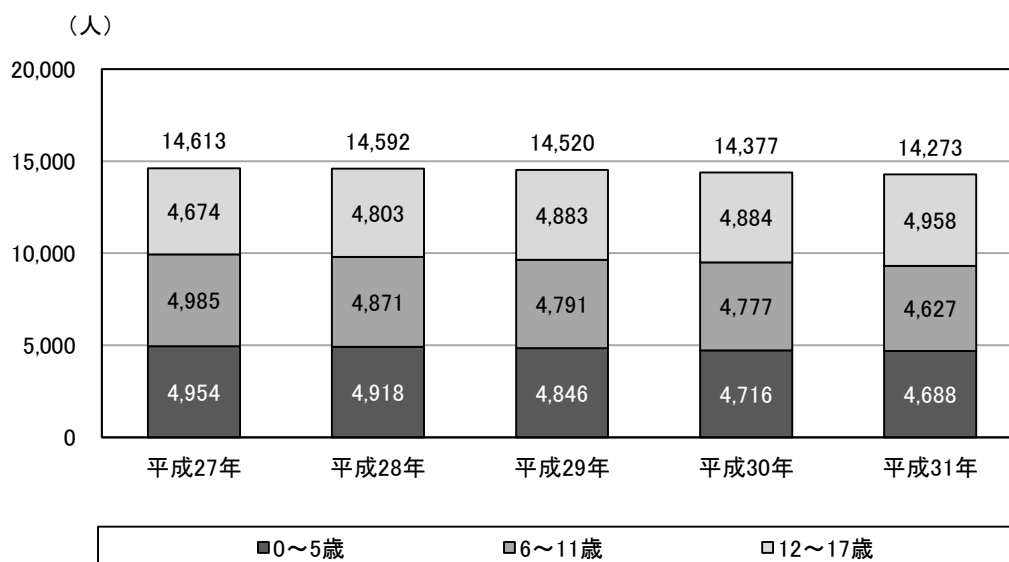
資料：平成30年度栗東市統計書（各年12月末）

(4) 子どもの人口の推移

①子どもの人口の推移

17歳以下の子どもの人口は、平成27年以降、減少しています。年齢層別では12～17歳は増加していますが、11歳以下は減少しています。

■子どもの人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末）

■各歳別子どもの人口の推移

(人)

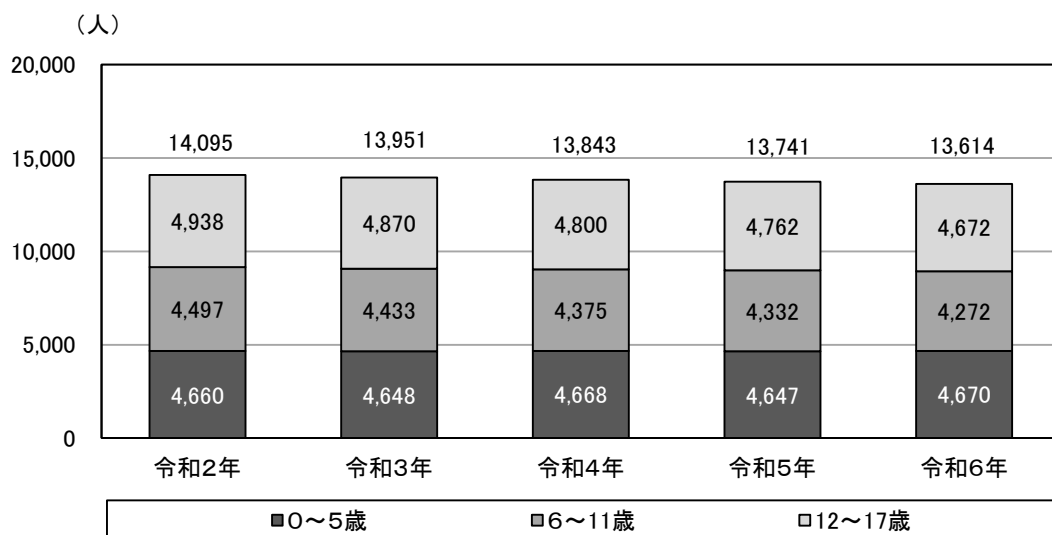
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	914	876	847	806	823
1歳	855	876	852	836	790
2歳	781	824	829	797	801
3歳	829	749	779	796	747
4歳	789	816	730	769	770
5歳	786	777	809	712	757
6歳	815	760	750	785	703
7歳	861	803	761	750	783
8歳	847	852	804	758	741
9歳	792	841	854	798	755
10歳	828	785	833	852	794
11歳	842	830	789	834	851

資料：住民基本台帳（各年3月末）

②子どもの人口の将来推計

子どもの人口の将来推計では、令和6年にかけて減少が予測されています。

■子どもの人口の推計



資料：住民基本台帳をもとにコーホート変化率法により算出

■年齢別子どもの将来人口の推計

(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	837	839	846	848	853
1歳	808	828	829	830	828
2歳	764	778	793	794	793
3歳	775	730	741	754	754
4歳	728	760	715	723	736
5歳	748	713	744	698	706
6歳	728	744	709	737	691
7歳	741	716	732	694	722
8歳	734	743	716	732	694
9歳	759	732	741	712	728
10歳	747	756	727	736	707
11歳	788	742	750	721	730

資料：住民基本台帳をもとにコーホート変化率法により算出

③子どもの人口（5歳刻み）の割合の県内比較

15歳未満の5歳刻み人口率をみると、県内13市の中で高い割合を示しています。「0～4歳」「10～14歳」では最も高くなっています。

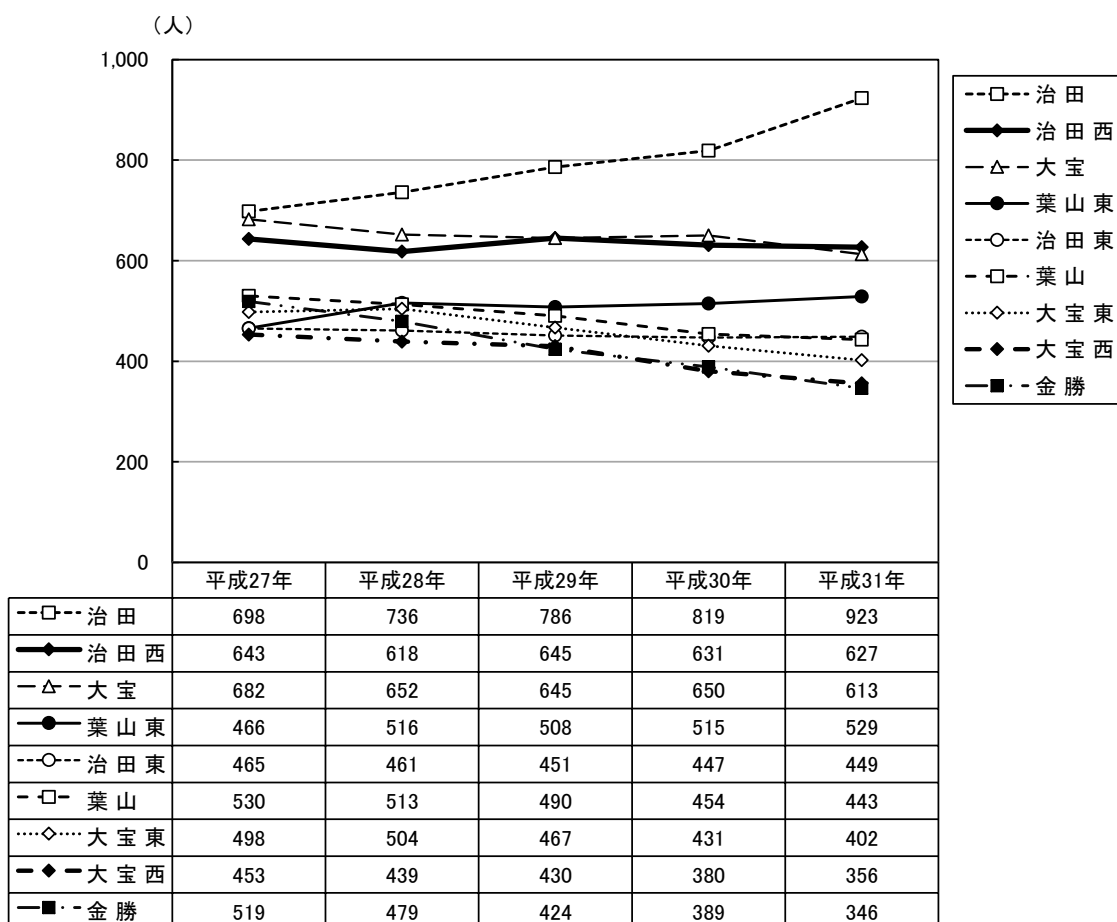
■子どもの人口（5歳刻み）の割合についての県内順位

	0～4歳		5～9歳		10～14歳	
1位	栗東市	5.8%	守山市	6.0%	栗東市	6.0%
2位	守山市	5.3%	栗東市	5.6%	守山市	5.9%
3位	草津市	5.0%	草津市	5.3%	草津市	5.0%
4位	近江八幡市	4.7%	野洲市	5.0%	野洲市	5.0%
5位	野洲市	4.6%	近江八幡市	5.0%	東近江市	5.0%

資料：住民基本台帳（平成30年1月1日）

④小学校区別就学前（0～5歳）人口の推移

小学校区別就学前児童数では、治田、葉山東小学校区は増加していますが、そのほかの小学校区は横ばいか、減少しています。金勝、大宝西小学校区は大幅に減少しています。



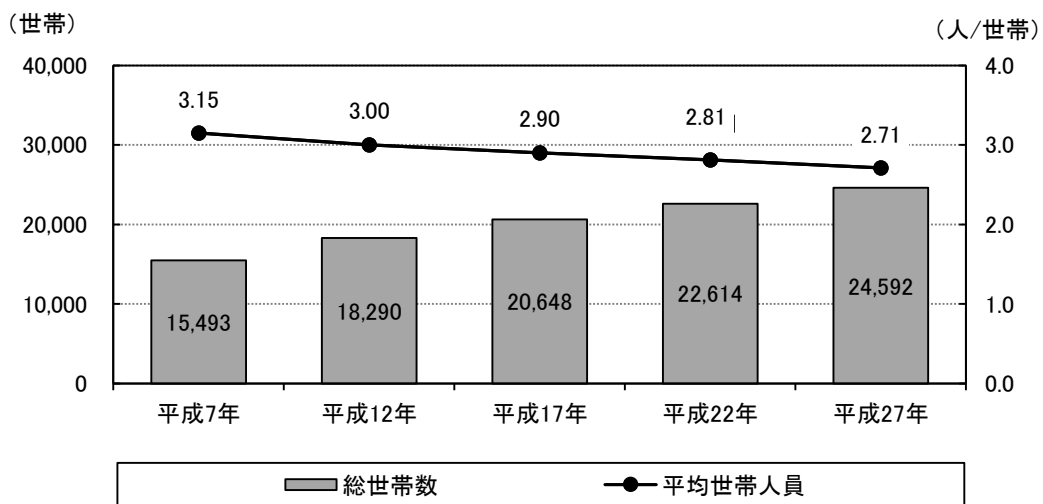
資料：住民基本台帳調査（各年3月末）

2 世帯の動向

世帯数は年々増加しています。平成27年は24,592世帯となっており、平成7年に比べて9,000世帯以上増加しています。一方、1世帯あたりの平均世帯人員は年々減少しており、平成27年は2.71人と、平成7年より0.44人減少しています。

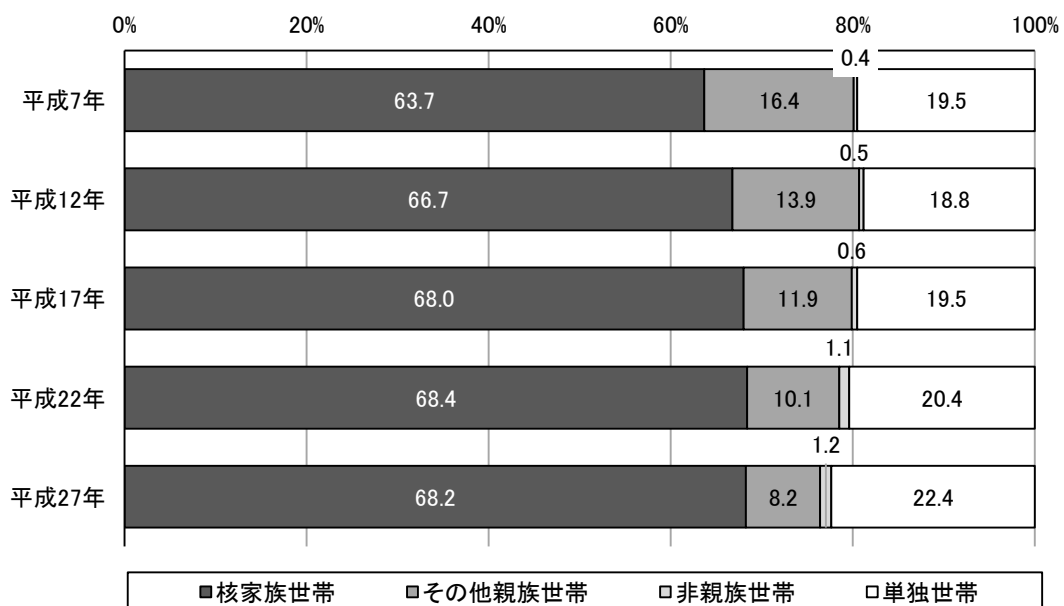
世帯構成比率の推移をみると、単独世帯比率が高くなってきています。核家族世帯比率は、平成22年までは上昇していますが、平成27年には低下しています。全国や滋賀県等と比較すると、核家族世帯の割合が高くなっていきます。

■世帯数と平均世帯人員の推移



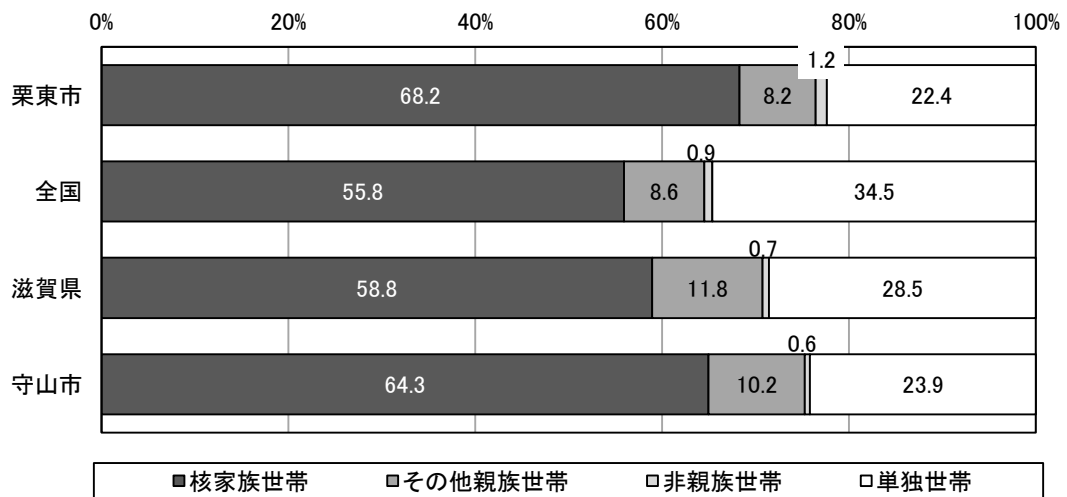
資料：国勢調査

■世帯構成の推移



資料：国勢調査

■世帯構成の比較



資料：国勢調査

3 就業状況

①産業人口の動向

平成27年の就業人口をみると、男女ともに増加しています。特に女性は、第3次産業の割合が高くなっています。

	男性					女性				
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数(人)	16,313	15,774	18,630	18,652	19,250	9,566	9,618	11,746	12,041	13,548
第1次産業(%)	3.0	0.5	2.6	2.2	2.0	4.7	0.5	2.8	1.8	1.4
第2次産業(%)	42.1	43.9	40.1	39.8	41.2	30.2	27.6	22.1	20.1	19.5
第3次産業(%)	54.6	54.5	56.6	54.1	53.6	64.6	70.5	74.1	74.2	75.4
分類不能(%)	0.4	1.1	0.7	3.9	3.2	0.5	1.4	1.4	3.8	3.7

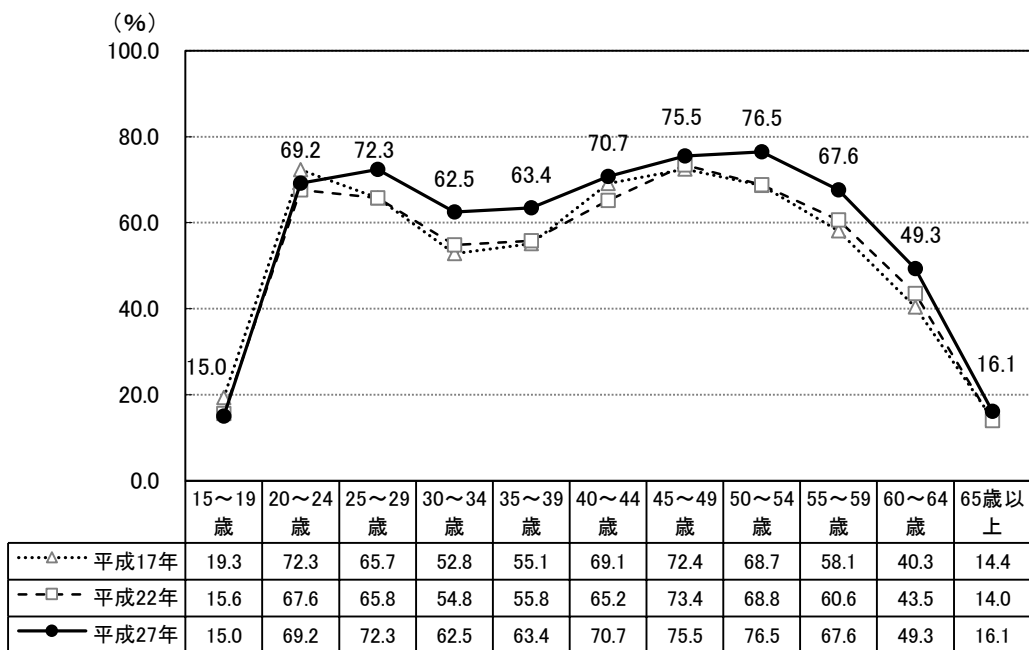
資料：国勢調査

②女性の年齢別労働力率の推移

女性の年齢別労働力率の推移をみると、結婚・出産を迎える30～39歳で一時的に落ち込む「M字カーブ」の谷が上がってきています。結婚・出産の時期も仕事を続ける女性が増えていることによるものと推察されます。

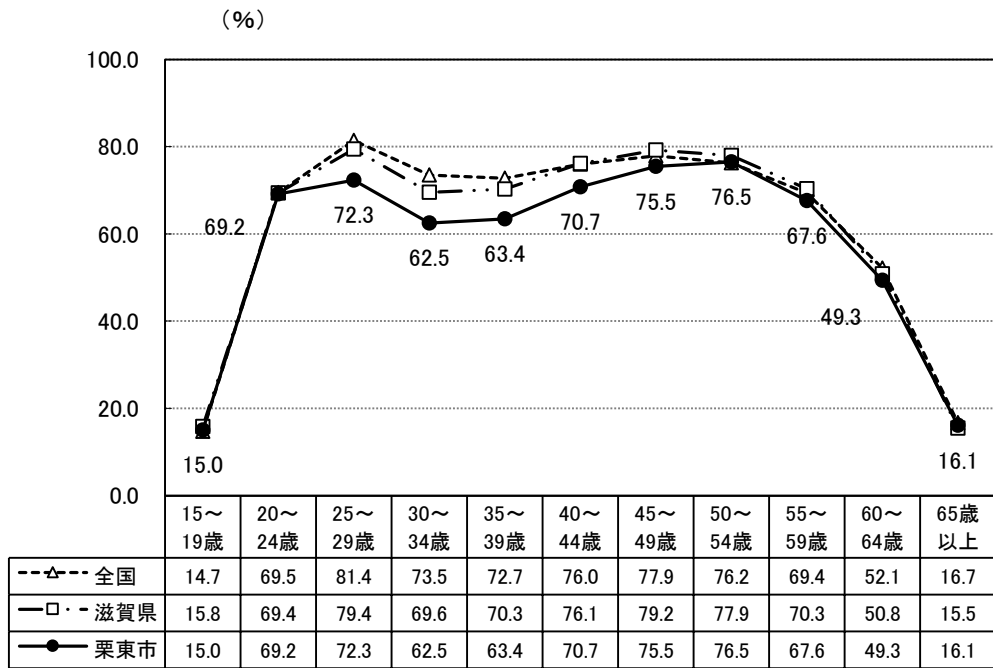
平成27年の本市の女性の労働力率を全国・滋賀県と比較すると、おおむね各年代ともに、国・県を下回っています。特に、25歳から49歳の結婚・子育て世代の女性の労働力率が低い状況となっています。

■女性の年齢別労働力率の推移



資料：国勢調査

■女性の年齢別労働力比較（平成27年）



資料：国勢調査

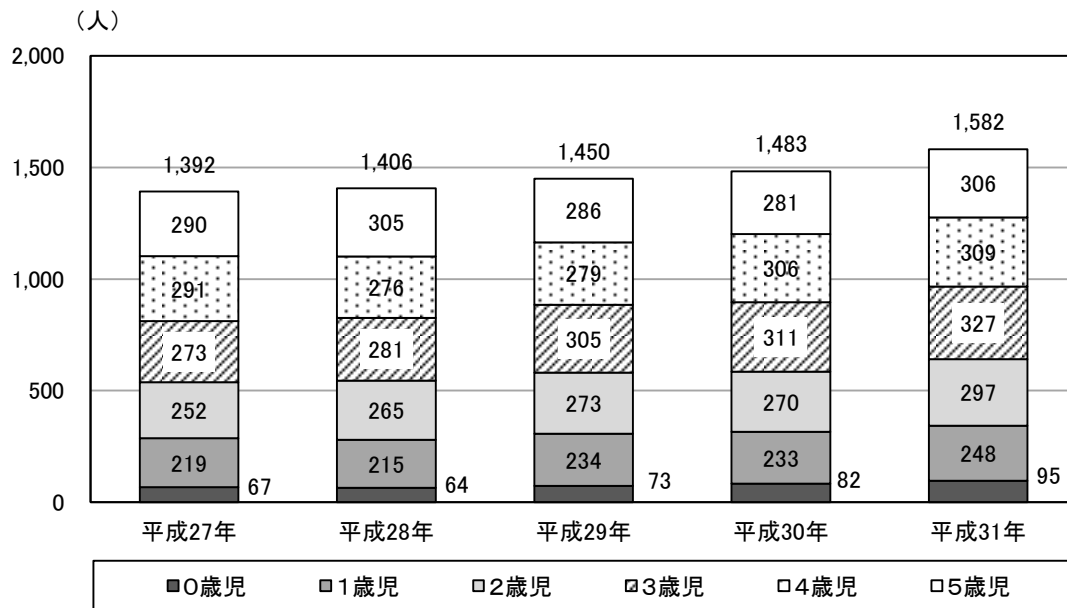
4 栗東市の教育・保育施設の状況

(1) 保育園の状況

① 保育園園児数の推移

保育園の園児数は年々増加しています。0歳児は平成28年に減少したものの、その後増加しています。平成31年(令和元年)は95人で、平成27年に比べて28人増加しています。

■ 保育園園児数の推移



資料：栗東市統計書（各年4月1日）
 ※市外保育園への広域入所者数を含む

■ 保育園別年齢別園児数

保育園名	保育士数	園児数						
		総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
治田保育園	26	138	6	15	23	29	28	37
治田東保育園	19	113	2	14	20	27	30	20
治田西保育園	27	116	6	19	18	25	23	25
葉山保育園	21	125	2	19	25	24	28	27
葉山東保育園	19	140	3	15	20	31	37	34
金勝第1保育園	16	82	0	15	19	19	12	17
金勝第2保育園	17	59	3	9	10	16	12	9
大宝西保育園	21	88	5	10	15	19	19	20
こだま保育園	21	123	6	20	23	26	22	26
グランマの家保育園	20	88	9	15	17	17	15	15
こだまふれんど保育園	25	129	12	20	23	27	25	22
治田西カナリヤ第三保育園	20	84	4	12	15	18	18	17
こだま乳児保育園	20	21	6	7	8	-	-	-
大宝カナリヤ保育園	22	136	6	18	24	24	34	30
栗東くじら保育園	17	79	11	18	17	24	6	3
なないろ保育園	7	14	2	6	6	-	-	-
栗東くじら小規模保育園	9	16	6	6	4	-	-	-
HOPPA 栗東駅前園	7	18	5	6	7	-	-	-
家庭的保育の家ふわり	5	4	0	2	2	-	-	-

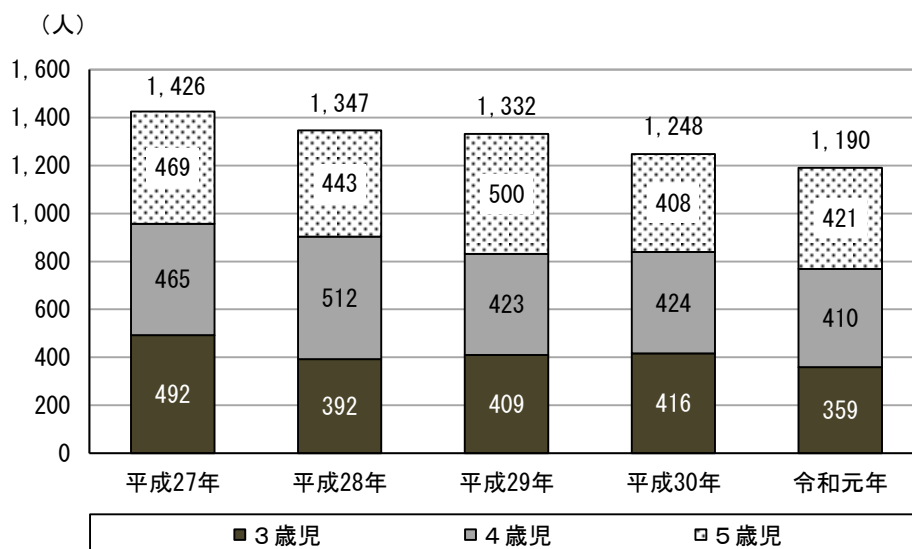
資料：幼児課（平成31年4月1日）

※園児は市内居住者のみ

(2) 幼稚園の状況

幼稚園の園児数は、減少傾向にあります。令和元年は1,190人で、平成27年に比べて236人減少しています。

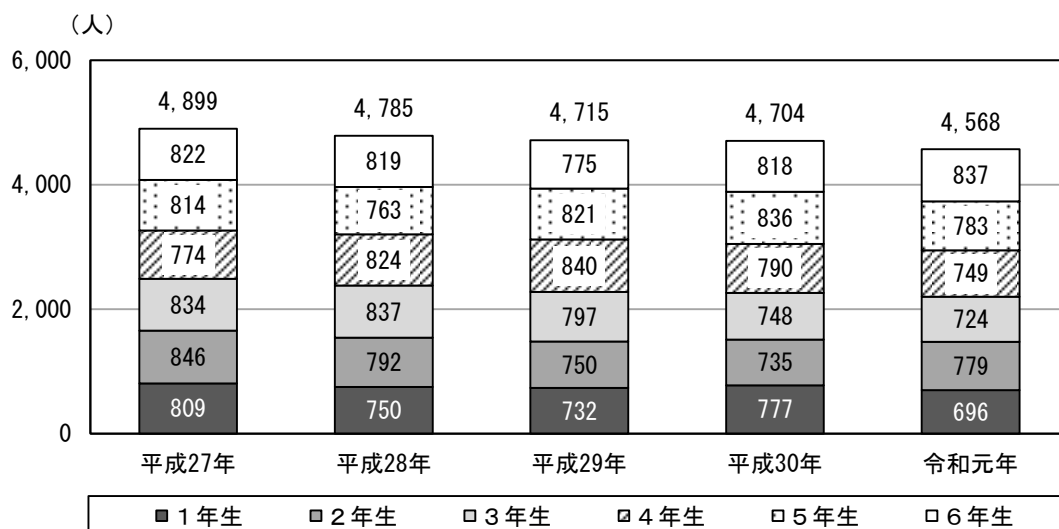
■市内幼稚園園児数の推移



資料：栗東市統計書（各年5月1日）

(3) 小学校の状況

小学校の児童数は減少しています。年によって、学年の人数は増減していますが、全体的には減少しています。



資料：学校教育課（各年5月1日）

(4) 学童保育の状況

学童保育の利用人数は、年によって増減はあるものの、増加傾向にあります。高学年の利用人数も増加傾向にあります。平成31年の治田学童保育所の低学年は90人を超えています。

	金勝学童保育所		治田学童保育所		治田東学童保育所		学童保育所 1		学童保育所 2		葉山学童保育所	
	1～3年	4～6年	1～3年	4～6年	1～3年	4～6年	1～3年	4～6年	1～3年	4～6年	1～3年	4～6年
平成27年	35	12	51	10	41	12	24	10	33	23	43	4
平成28年	40	15	57	14	38	17	23	10	36	20	54	9
平成29年	33	15	79	24	36	19	16	12	32	23	61	13
平成30年	36	18	85	31	50	23	21	12	35	17	60	15
平成31年	36	18	92	28	53	15	24	11	38	22	73	16

	葉山東学童保育所		大宝学童保育所		大宝東学童保育所		大宝西学童保育所		こだまクラブ		大宝こだまクラブ	
	1～3年	4～6年	1～3年	4～6年	1～3年	4～6年	1～3年	4～6年	1～3年	4～6年	1～3年	4～6年
平成27年	58	11	50	7	35	17	59	15	44	20	27	8
平成28年	59	20	58	15	28	19	58	15	40	20	25	9
平成29年	61	27	64	17	30	18	63	25	39	26	25	5
平成30年	63	29	51	21	30	10	69	32	40	19	21	4
平成31年	80	33	49	28	38	16	73	31	38	16	22	3

資料：子育て応援課（各年4月1日）

(5) 児童館の利用状況

児童館の利用は、年々増加傾向にあるものの、一部利用人数が減っている児童館もあります。平成29年の治田西児童館の1～3年、治田西、葉山、大宝、大宝西児童館の4～6年の利用が目立って減少しています。

延べ人数	（金勝セ地域タ子育金勝） 児童館			葉山児童館			葉山東児童館		
	乳幼児	1～3年	4～6年	乳幼児	1～3年	4～6年	乳幼児	1～3年	4～6年
平成26年	5,554	1,397	1,398	4,236	578	567	5,004	299	324
平成27年	5,751	1,132	945	2,678	2,021	1,118	5,011	474	256
平成28年	4,646	1,506	1,399	2,704	2,002	813	5,376	544	292
平成29年	5,509	1,247	1,424	2,421	1,118	681	5,761	819	455
平成30年	3,706	1,114	736	2,542	2,465	955	1,185	54	52

延べ人数	（治田セ地域タ子育治田東） 児童館			治田児童館			治田西児童館		
	乳幼児	1～3年	4～6年	乳幼児	1～3年	4～6年	乳幼児	1～3年	4～6年
平成26年	3,762	728	954	8,311	656	1,215	4,781	1,141	1,227
平成27年	4,486	381	735	6,615	896	1,411	5,066	1,794	1,120
平成28年	10,443	974	1,167	8,182	1,179	963	5,286	1,796	1,324
平成29年	10,128	944	1,234	8,232	1,086	1,500	6,007	636	773
平成30年	8,172	875	805	8,639	1,061	1,195	5,619	533	1,049

延べ人数	（大宝東児童館 地域子育て支援センター ―包括―）			大宝児童館			大宝西児童館		
	乳幼児	1～3年	4～6年	乳幼児	1～3年	4～6年	乳幼児	1～3年	4～6年
平成26年	14,076	1,440	2,292	6,254	714	1,018	3,596	1,149	1,837
平成27年	15,794	2,012	2,092	4,898	575	808	3,024	2,253	1,757
平成28年	14,443	1,910	2,035	6,754	554	1,002	3,470	2,445	1,445
平成29年	11,364	1,719	2,332	7,696	722	762	4,406	602	691
平成30年	10,256	1,370	1,386	941	72	97	4,704	564	750

※平成 28 年度から治田東児童館に地域子育て支援センター―治田東が開所
平成 30 年度は、葉山東・大宝は 4～8 月は閉館、9 月から週 1 日開館
資料：子育て応援課（各年 3 月末）

5 ニーズ調査結果からみる子育ての状況

本市では、子ども・子育て支援事業計画の策定に先立ち、市内在住の就学前児童及び小学生の保護者を対象にニーズ調査を実施しました。

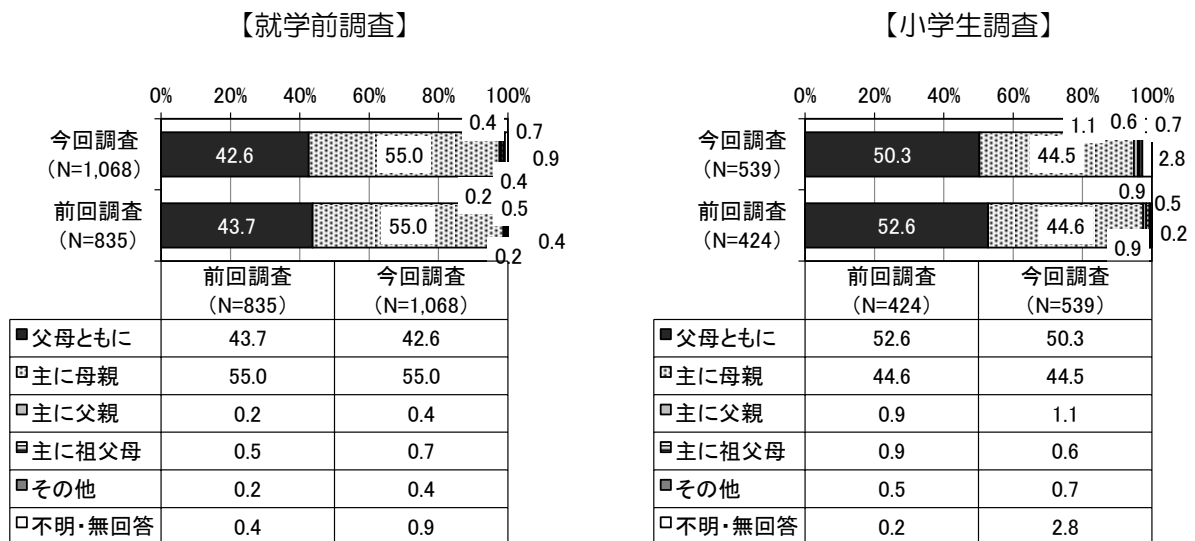
◆調査期間 平成30年11月14日～11月30日

	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者	2,000件	1,068件	53.4%
小学生保護者	1,000件	539件	53.9%

(1) 家族の状況と子どもの育ちをめぐる環境について

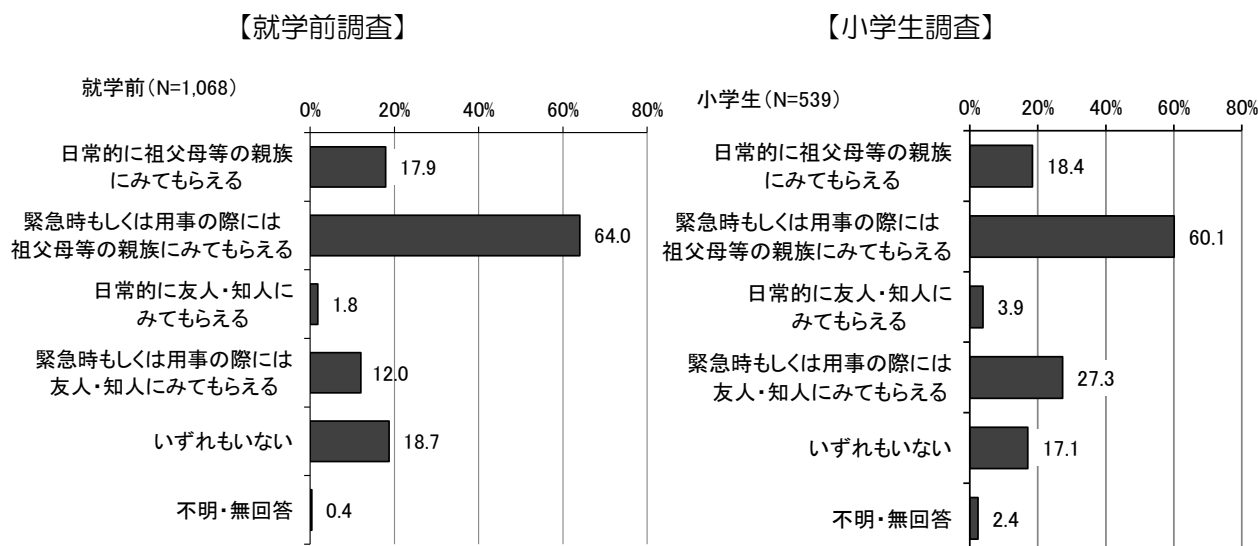
① 子育ての主体者

子育てを主に担っているのは、就学前では「主に母親」が50%を超え、「父母ともに」を上回っています。小学生では「父母ともに」が50.3%となっていますが、「主に母親」も44.5%となっています。就学前、小学生ともに、「父母ともに」の割合がやや低下しています。



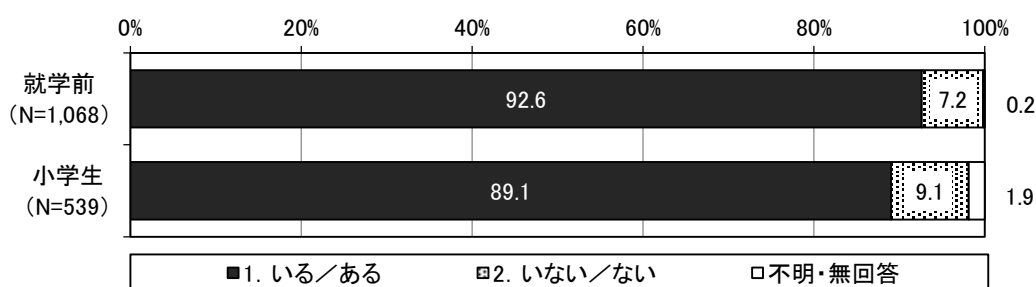
② 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

就学前では、子どもを祖父母等の親族にみてもらえる割合が、「日常的に」「緊急時もしくは用事の際には」を合わせると80%を超えています。小学生でも、80%近くが祖父母等の親族にみてもらえると回答しています。一方、就学前の18.7%、小学生の17.1%が「いずれもない」と回答しています。



③子育てについて相談できる人・場の有無

子育てについて気軽に相談できる人や場の有無については、就学前の92.6%、小学生の89.1%が「いる／ある」と回答しています。しかし、就学前の7.2%、小学生の9.1%が「ない」と回答しています。

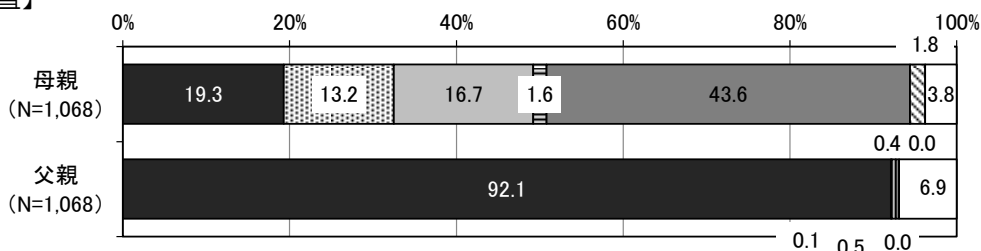


(2) 両親の就労状況について

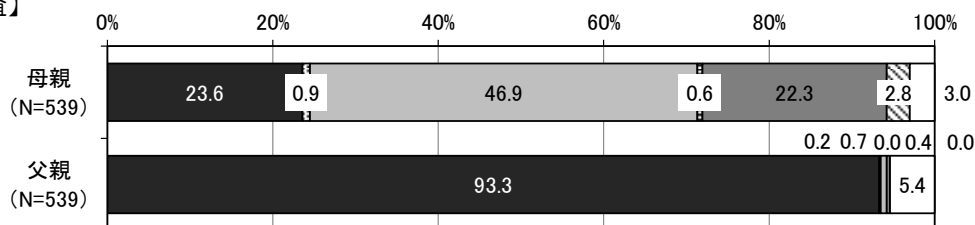
① 現在の就労状況について

現在の就労状況については、就学前の19.3%、小学生の23.6%で母親がフルタイムで働いています。また、小学生の母親の46.9%がパート・アルバイトで就労しており、7割が共働き家庭となっています。

【就学前調査】



【小学生調査】

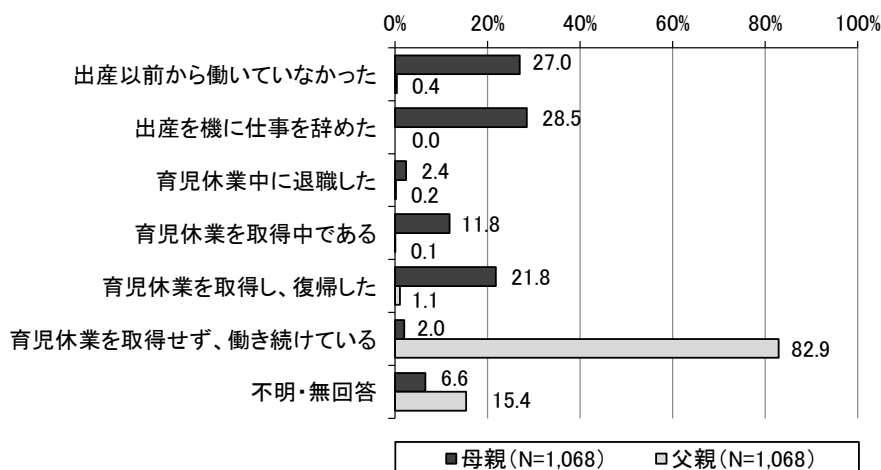


- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 不明・無回答

② 育児休業の取得について

育児休業の取得については、「出産を機に仕事を辞めた」という母親が28.5%となっています。母親の11.8%が「育児休業を取得中である」、21.8%が「育児休業を取得し、復帰した」と回答しており、前回調査時と比較すると、育児休業の取得が進んでいます。一方、父親の82.9%が「育児休業を取得せず、働き続けている」と回答しています。

【就学前調査】



(3) 教育・保育事業の利用状況と利用希望について

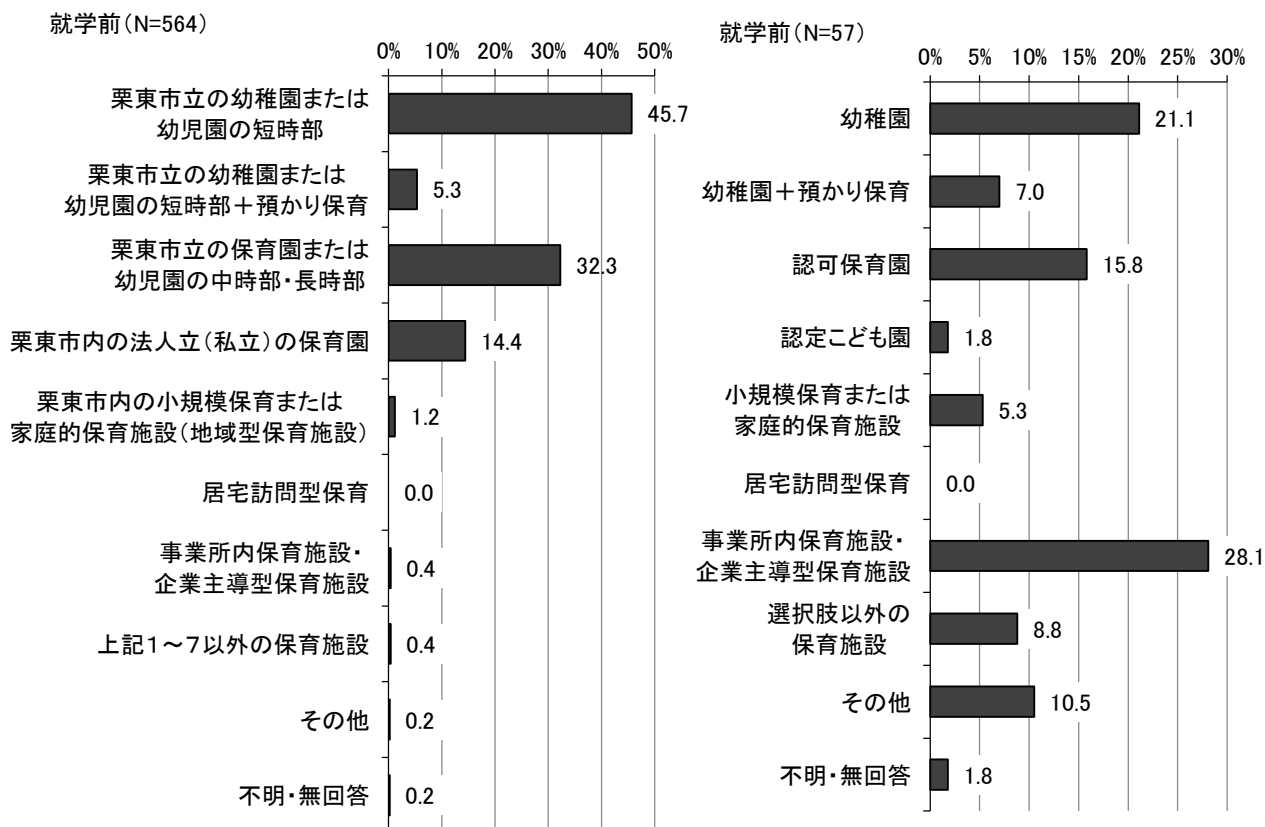
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の定期的な教育・保育事業の利用については、市内では「栗東市立の幼稚園または幼稚園の短時部」が45.7%と最も高く、次いで「栗東市立の保育園または幼稚園の中時部・長時部」が32.3%となっています。市外では「事業所内保育施設・企業主導型保育施設」が28.1%となっています。

【就学前調査】

《市内で利用している事業》

《市外で利用している事業》



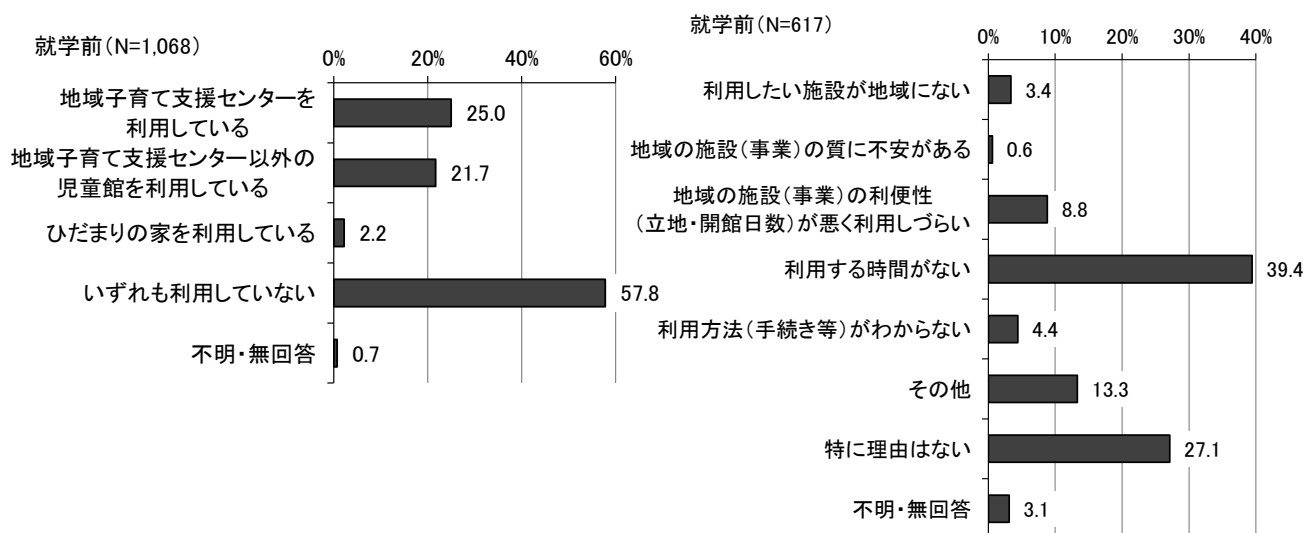
(4) 地域子ども・子育て支援事業の利用について

子育て支援センター・児童館・ひだまりの家の利用状況・利用していない理由について

「地域子育て支援センターを利用している」が25.0%、「地域子育て支援センター以外の児童館を利用している」が21.7%となっていますが、「いずれも利用していない」が57.8%となっています。利用していない理由については、「利用する時間がない」が39.4%となっています。

【就学前調査】

《利用していない理由》

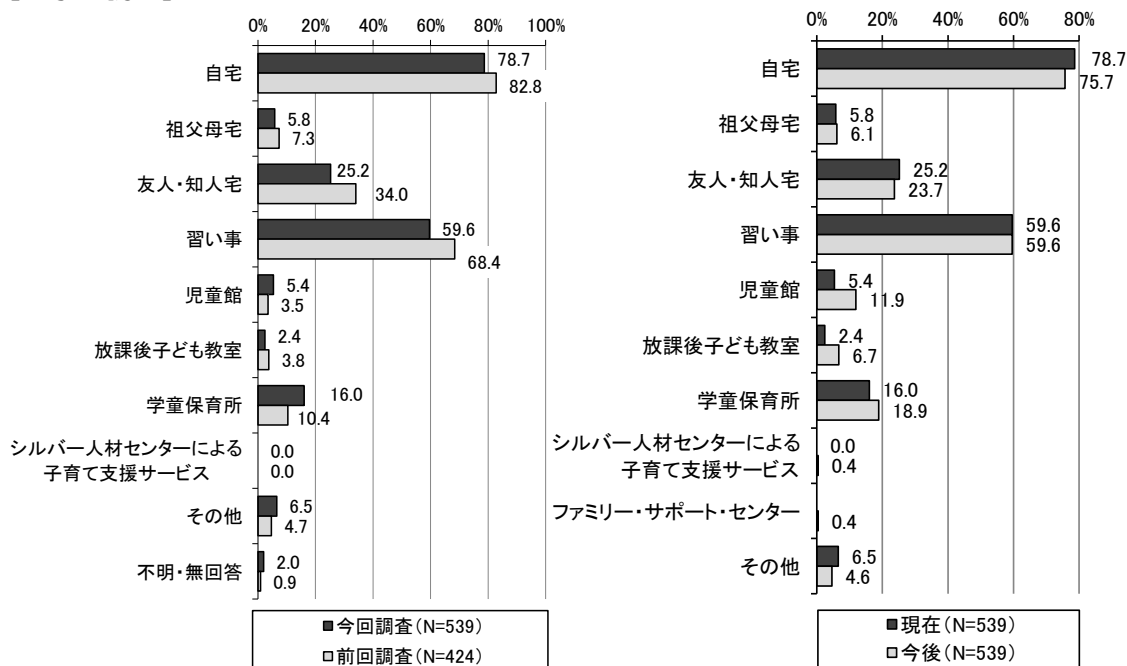


(5) 小学生の放課後の過ごし方について

① 放課後を過ごしている場所、今後過ごさせたい場所

放課後を過ごしている場所については、「自宅」が78.7%で最も高く、次いで「習い事」が59.6%となっています。「学童保育所」は16.0%で、前回調査よりも高くなっています。

【小学生調査】



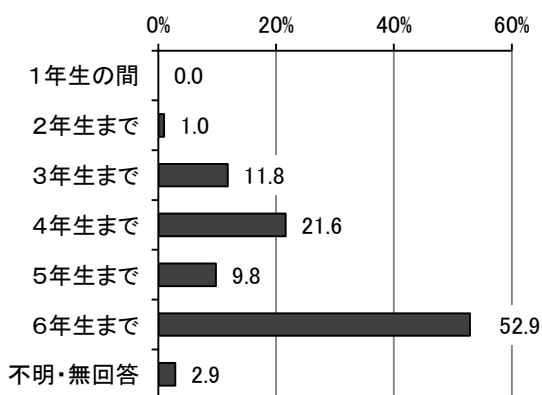
② 学童保育を利用したい学年、長期休暇期間（夏休み）の学童保育の利用希望

学童保育を利用したい人の中では、6年生まで利用したいという人が最も高く、52.9%となっています。夏休みなどの長期休暇期間中も学童保育を利用したい人は、小学生では96.1%となっています。

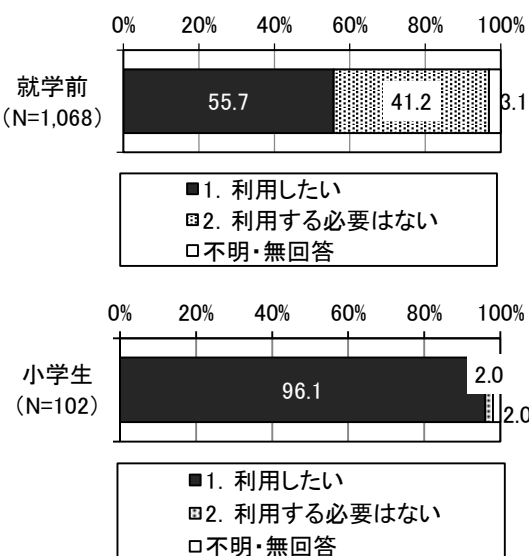
【小学生調査】

《利用したい学年》

小学生 (N=102)



《長期休暇期間（夏休み）の学童保育の利用希望》



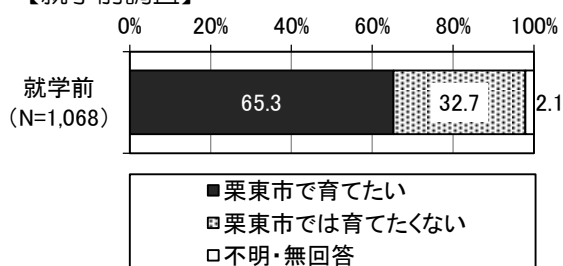
(6) 子育て支援全般について

今後も栗東市で子どもを育てたいという意向について

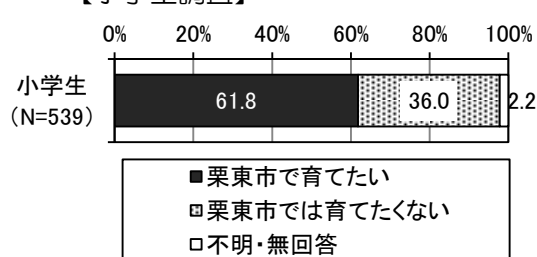
今後も栗東市で子どもを育てたいという意向については、就学前の65.3%、小学生の61.8%が「栗東市で育てたい」としています。栗東市で子育てしたい理由については、就学前、小学生ともに「自然があるから」が半数を超えています。

一方、栗東市で子育てしたくない理由については、就学前の52.7%、小学生の37.1%が「保育環境が整っていないから」と回答し、「その他」を除くと最も高くなっています。

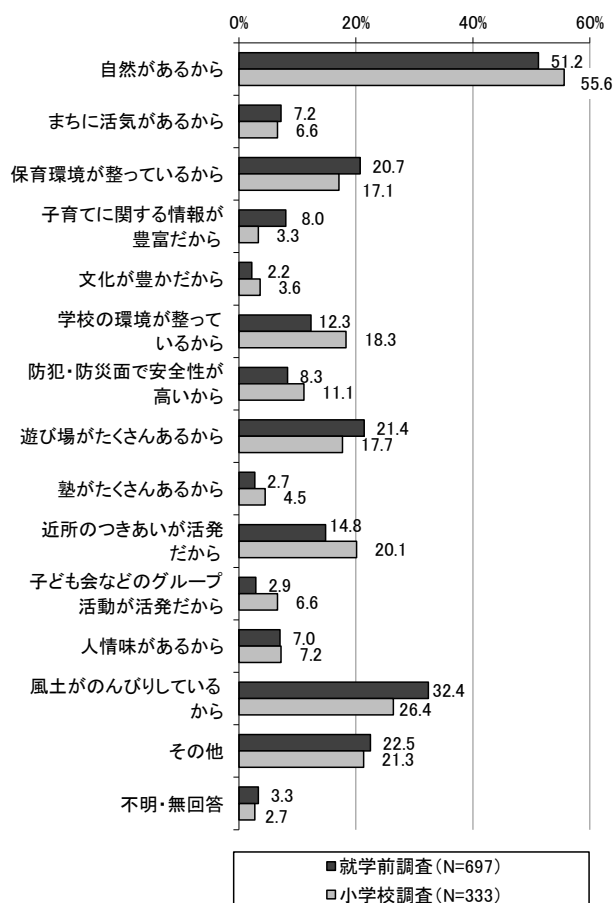
【就学前調査】



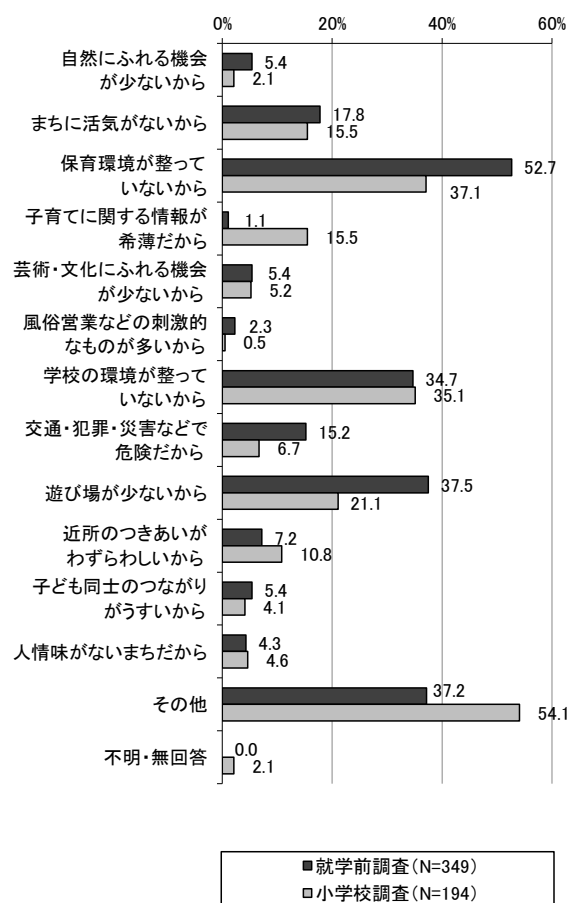
【小学生調査】



《栗東市で子育てしたい理由》



《栗東市で子育てしたくない理由》



第 3 章 第 1 期計画の進捗状況と課題

1 第 1 期計画における見込み量と実績値との比較

(1) 幼児期の教育保育の提供状況

① 1号認定（3～5歳児）幼児期の教育

3～5歳児で保育の必要性がない子ども（主に、専業主婦（夫）または短時間のパートタイム就労など）及び、保育の必要性はあるが幼稚園教育の希望が高いと推定される子どもに対し、就学前教育を実施する事業です。

平成 27 年度、平成 28 年度、平成 29 年度で実績が量の見込みを上回りましたが、確保方策の範囲内となっています。

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		人	1,367	1,319	1,311	1,276	1,292
確保方策		人	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645
実績	(入園申込者数)	人	1,426	1,351	1,333	1,245	1,198
	(4月1日の園児数)	人	1,426	1,351	1,333	1,245	1,298

資料：幼児課

② 2号認定（3～5歳児）保育の実施

3～5歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施する事業です。

いずれの年度も、実績が量の見込みを下回りました。

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		人	1,009	974	969	942	954
確保方策		人	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009
実績	(入園申込者数)	人	858	864	871	901	938
	(4月1日の園児数)	人	856	859	866	892	935

資料：幼児課

③ 3号認定（0歳児）

0歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施する事業です。

平成 29 年度は入園申込者数が量の見込み、確保方を上回りました。0歳児の保育ニーズが高くなっていることから、中間年にあたる平成 29 年度に平成 30 年度以降の量の見込みと確保方策の見直しを行いました。

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		人	83	84	85	115	115
確保方策		人	87	87	87	97	115
実績	（入園申込者数）	人	68	69	100	95	114
	（4月1日の園児数）	人	67	64	72	80	93

資料：幼児課

④ 3号認定（1・2歳児）

1・2歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施する事業です。

平成 28 年度、平成 29 年度で4月1日の園児数が量の見込み、確保方を上回りました。1、2歳児の保育ニーズが高くなっていることから、中間年にあたる平成 29 年度に平成 30 年度以降の量の見込みと確保方策を見直しました。

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		人	462	469	465	578	581
確保方策		人	472	472	472	500	549
実績	入園申込者数	人	484	526	526	576	597
	（4月1日の園児数）	人	466	478	487	500	540

資料：幼児課

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供状況

① 延長保育事業

11 時間の開所時間を超えて保育を実施する事業です。いずれの年度も実績が量の見込みを下回りました。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人	334	330	329	326	329
確保方策	人	334	330	329	326	329
実績（年度末）	人	312	323	304	275	-

資料：幼児課

② 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

幼稚園在園児の保護者の就労時間等の都合によって、閉園時間後も引き続き預かる事業です。いずれの年度も実績が量の見込み、確保方策を上回りました。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人日	12,017	11,577	11,492	11,206	11,342
確保方策	人日	12,017	11,577	11,492	11,206	11,342
実績（年度末）	人日	12,837	13,454	14,085	11,339	-

資料：幼児課

③ 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを一時的に預かる事業です。

平成 27 年度、平成 28 年度で実績が量の見込み・確保方策を上回りました。シルバー人材センターが実施している「マロンばあばのおうち」のニーズが高くなっています。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
量の見込み	延べ人数	1,985	2,006	1,999	2,014	2,022	
確保方策	延べ人数	1,985	2,006	1,999	2,014	2,022	
実績 （年度末）	保育園	延べ人数	1,759	1,672	323	174	-
	シルバー 人材センター	延べ人数	228	426	424	680	-
	計	延べ人数	1,987	2,098	747	854	-

資料：幼児課、子育て応援課

④ 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や長期休業期間中などに適切な生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

年々、利用人数が増えています。増加が著しい小学校区において、中間年にあたる平成 29 年度に、平成 30 年度以降の量の見込みと確保方策を見直しました。（各所別の状況は P18 参照）

市全体	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人	700	683	668	863	873
確保方策	人	806	795	794	1,010	1,023
実績（4月1日現在）	人	649	699	765	792	853

資料：子育て応援課

⑤ 地域子育て支援拠点事業

子育て支援の拠点として、親子が気軽に集える場の提供と、子育て負担感の軽減と不安感の解消をめざし、子育て相談や情報提供を行います。

平成 28 年度は実績が量の見込み・確保方策を上回りました。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	延べ人数	65,546	66,325	66,117	66,636	66,999
確保方策	延べ人数	45,000	66,325	66,117	66,636	66,999
	か所	3	6	6	6	6
実績（年度末）	延べ人数	48,972	66,861	62,199	49,484	-
	か所	3	4	4	4	-

資料：子育て応援課

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気などの理由により、養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童養護施設などで子どもを一時的に預かります。

1カ所を確保していますが、利用はありません。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	延べ人数	6	6	6	6	6
確保方策	延べ人数	6	6	6	6	6
	か所	1	1	1	1	1
実績（年度末）	延べ人数	0	0	0	0	-
	か所	1	1	1	1	-

資料：子育て応援課

⑦ 病児・病後児保育事業

保護者の就労等の都合により、病気の回復期にある集団保育を受けることが困難な子どもを、専用施設で一時的に預かり安静を確保し保育する事業です。

「きづきクリニックチャイルドハウス」と草津市との相互利用協定による「オルミス」に加え、平成 29 年度より「陽だまり」にて実施しました。中間年にあたる平成 29 年度に、平成 30 年度以降の確保方策を見直しました。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	延べ人数	212	210	209	207	209
確保方策	延べ人数	212	210	209	500	500
	か所	2	2	2	3	3
実績（年度末）	延べ人数	223	194	176	259	-
	か所	2	2	3	3	-

資料：子育て応援課

⑧ 妊婦健康診査

安心して妊娠、出産ができるよう妊婦健康診査にかかる費用を助成することにより、妊婦の健康管理の充実を図ります。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人	1,640	1,640	1,640	1,640	1,640
実績（年度末）	人	1,349	1,428	1,356	1,408	-

資料：健康増進課

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4カ月までの乳児のいる家庭を助産師、または保健師が訪問し、子育てに関する相談や支援を行いました。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人	877	883	889	897	897
実績（年度末）	人	535	537	531	631	-

資料：健康増進課

⑩ 養育支援訪問事業

支援が必要な家庭に対し、養育支援家庭訪問員などが訪問し、相談や助言を行います。平成27年度以降、量の見込みを上回る実績となっています。中間年にあたる平成29年度に、平成30年度以降の量の見込みを見直しました。

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	人	35	35	35	110	110
実績（年度末）	人	91	116	119	125	-

資料：健康増進課、子育て応援課

⑪ 利用者支援事業

妊娠・出産・育児等に関する相談・支援を行うとともに、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言などを行います。平成28年度から「母子保健型」を実施しました。

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	か所	1	1	1	2	2
確保方策	か所	1	1	1	2	2
実績	か所	1	2	2	2	-

資料：子育て応援課、健康増進課

⑫ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

世帯の所得状況を勘案して定める基準に基づき、特定教育・保育事業を受けた場合にかかる日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または特定教育・保育にかかる行事への参加に要する費用の全部または一部を助成するもので、平成28年度から事業を行っています。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化にあわせ、対象施設、対象者について一部見直しが行われました。

対象施設：新制度未移行幼稚園追加

対象者：生活保護世帯→低所得世帯へ変更

⑬ 多様な主体が参入することを促進するための事業

平成29年度より地域型保育事業の円滑な運営、保育の質の維持と安定的な保育の継続を目的に巡回指導を行っています。

（運営にあたっての職員に対する相談・助言・連絡調整等の支援を実施）

2 現状とニーズ調査結果を踏まえた課題

《1》両親がともに子育てを担う仕組みづくり

ニーズ調査結果によると、母親が子育てを担っている割合が依然として高く、「父母ともに」の割合が上昇していません。育児休業を取得した父親はわずかです。一方、出産後も働き続ける母親が増えていることから、子育てを両親がともに担うことが重要になってきています。妊娠期から両親がともに子育てを担うという意識づくりを行うとともに、父親が子育てに参加しやすいよう、情報提供や仕掛けづくりが必要です。

《2》地域で子育てを支える仕組みづくり

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について、就学前の18.7%、小学生の17.1%が「いずれもない」と回答しています。気軽に相談できる人や場所についても、わずかですが「いない/ない」と回答しています。通勤の利便性が高いなどで他府県から移り住んできた人の多い地域では、近くに知り合いが少ないことも想定されるため、子育て世帯の孤立化を防ぐ取組が必要です。身近に相談できる窓口や地域の子育て支援についての情報提供や気軽に参加できる場づくりを行い、地域全体で子育てできる環境づくりが求められます。

《3》増加する保育ニーズに対応できる教育・保育の充実

子どもの人口の増加には歯止めがかかり、小学生以下の児童数は減少に転じているものの、保育ニーズは年々高くなっています。特に、都市部への通勤が便利な地域では、今後も保育ニーズや学童保育の利用者数の増加が見込まれるため、ニーズの的確な把握に努めるとともに、私立保育園の誘致や認定こども園への移行や誘致、民設学童保育所の設置など、今後多様化する保育ニーズに柔軟に対応できる施設整備や、保育・教育の担い手である保育士・幼稚園教諭の確保が求められます。

また、保育料無償化が始まることに伴い、保育園への入所希望者が今まで以上に増える可能性があります。今後においても、無償化の影響を注視するとともに、ニーズに対応できる取組が必要です。

《4》多様化する保育ニーズへの対応

共働き家庭の増加や核家族化の進展など、家庭の状況の変化に対応できる子育て支援が求められます。仕事と子育ての両立に向けた保育サービスの充実に加え、子育てに対して祖父母等の支援が得られない家庭に対しては、一時預かり事業やファミリーサポート事業などの公的な支援策が必要です。

《5》支援の必要な子どもへの対応

障がいのある子どもがいる家庭やひとり親家庭、虐待のおそれのある家庭など、より一層の支援を必要とする家庭があります。本市では、さまざまな機関が連携し、支援を行っていますが、発達障がいや医療的ケアが必要な児童など、対象となる児童や家庭の状況が多様化しています。今後においても、個々に応じた支援が必要であるため、さらに関係機関と連携を密にしながら、支援体制を強化していくことが求められます。

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

次代を担う子どもたちの権利と利益が最大限に尊重され、子どもたちが健やかに生まれ育つまち、誰もが安心して喜びと生きがいをもって子育てができるまちの実現をめざし、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法に基づく基本指針と栗東市子ども・子育て支援事業計画における3つの視点を踏まえて、以下のように基本理念を設定します。

～子ども・家庭・地域 ともに育つまち りっとう～

2 計画策定の視点

1 子どもの視点に立ち、一人ひとりの子どもの人権を尊重する視点

子ども・子育て支援に関する施策については、児童の権利に関する条約や児童憲章にもうたわれているように、一人ひとりの子どもの権利を最大限に尊重し、健やかな育ちを等しく保障することが重要です。

将来の社会を築き、支えていく重要な担い手である子どもたちが、社会の一員として尊重され、自己実現を図ることができるよう、大人の視点だけで考えるのではなく、子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、すべての子どもの心身の健やかな育ちを温かく見守り支援します。

2 子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する視点

家庭は子どもが最も安らげ、かつ子どもの健やかな育ちにとって最も重要な場所であることから、家庭における子育て力の向上が必要です。

保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、安心して子どもを生き育てることができるよう、施策の充実を図り、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、親としての成長を支援します。

3 社会全体で、子どもと子育てを支援する視点

子育てについての第一義的な責任は保護者にありますが、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、就労環境など子どもの育ちや子育て家庭を取り巻く環境が変化しており、子育ては家庭だけでなく、社会全体で取り組むことが求められています。また、児童虐待の深刻化など、厳しい状況を抱える子どもたちを社会で支援することも課題となっています。家庭、地域、職域、行政がそれぞれの役割を果たすとともに、連携・協力し、子どもと子育てを支援します。

3 計画の基本目標

本計画では、基本理念「子ども・家庭・地域 ともに育つまち りっとう」を実現するために、次の4つを基本目標として設定します。

基本目標1 安心して子どもを産み育てられる施策の推進

すべての子育て家庭が、安心と喜びを実感しながら子どもを産み育てられるように、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行います。また、両親がともに子育てと仕事を担うことができるよう、市民や事業所などに対し、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」に関する考え方の普及・啓発を推進するとともに、子育ての男女共同参画を支援します。

この目標のもとで推進する基本施策

- 1 母子の健康保持と健やかな成長の支援
- 2 子育ての不安解消と仲間づくりの支援
- 3 仕事と家庭の両立の支援

基本目標2 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

保護者の就労状況や家庭の環境が変化するなかにおいて、子どもたちが「家庭」において心身ともに健やかに養育され、その個性と可能性を最大限に発揮でき、元気で自由に生き生きと学び遊ぶことのできる環境づくりのため、多様な子育て支援の充実を図ります。

この目標のもとで推進する基本施策

- 1 就学前の教育・保育の総合的な提供
- 2 児童の放課後の過ごし方への支援
- 3 地域における多様な子育て支援の充実
- 4 子育て家庭への経済的負担の軽減

基本目標3 ▶ すべての子どもの人権を尊重するまちづくり

すべての子どもは「子どもの権利条約」にもうたわれているように、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が保障される権利があります。障がいや疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することが必要です。年齢や発達の程度に応じてその意見が十分に尊重され、最善の利益を考慮され、心身ともに健やかに成長できるよう施策の推進を図ります。

この目標のもとで推進する基本施策

- 1 子どもの権利を守る取り組みの推進
- 2 支援を必要とする児童と家庭を支える取り組みの推進

基本目標4 ▶ 子どもの成長と親としての成長を支え合う環境づくり

地域や社会が、保護者に寄り添い支えることによって、保護者が子育てに楽しさや喜びを実感するとともに自己肯定感を持ちながら子育てができるような環境づくりをめざします。また、子どもたちが伸び伸びと活動し、主体性や創造性を豊かに養うことができるよう、交流の機会や体験活動を提供していきます。

この目標のもとで推進する基本施策

- 1 家庭や地域の教育力の向上

4 施策体系

基本理念 ～子ども・家庭・地域 ともに育つまち りっとう～

計画策定の視点
 ①子どもの視点に立ち、一人ひとりの子どもの人権を尊重する視点
 ②子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する視点
 ③社会全体で、子どもと子育てを支援する視点

1 安心して子どもを生み育てられる施策の推進

1 母子の健康保持と健やかな成長の支援

①母子保健事業の実施

2 子育ての不安解消と仲間づくりの支援

①子育てのネットワークづくり
 ②子育ての相談・支援体制の充実

3 仕事と家庭の両立の推進

①ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
 ②男女共同参画による子育ての推進

2 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

1 就学前の教育・保育の総合的な提供

①保育サービスの充実
 ②就学前教育の充実
 ③幼児教育・保育と小学校との連携

2 児童の放課後の過ごし方への支援

①放課後児童の健全育成の充実

3 地域における多様な子育て支援の充実

①子育て支援サービスの充実

4 子育て家庭への経済的負担の軽減

①保育料の無償化及び手当の支給や医療費の助成

3 すべての子どもの人権を尊重するまちづくり

1 子どもの権利を守る取り組みの推進

①子どもの意見を反映したまちづくり

2 支援を必要とする児童と家庭を支える取り組みの推進

①児童虐待防止ネットワーク活動の充実・強化
 ②障がいのある児童への支援
 ③さまざまな家庭や児童への支援

4 子どもの成長と親としての成長を支え合う環境づくり

1 家庭や地域の教育力の向上

①子どもの交流や体験活動の充実
 ②保護者の学びへの支援

第 5 章 施策の方向

1 安心して子どもを産み育てられる施策の推進

1-1 母子の健康保持と健やかな成長の支援

〔現状と課題〕

安心して子どもを産み育てるためには、妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない支援が必要です。子育てを相談したり、手伝ってもらおう親族が身近にいない家庭も増えていることから、妊娠期から乳幼児期に至る継続した健診、相談事業を行うとともに、支援が必要な児童と家庭には早い段階で適切な支援を行うことが求められます。発育・発達支援など、保護者の不安解消と疾病予防に取り組みます。

〔施策の方向と主な事業〕

①母子保健事業の実施

子どもを安心して産み育てられ、子ども自身が健やかに成長できるよう、母と子の健康の増進を図ります。

	事業	事業内容	担当課
1	母子健康手帳の交付	妊娠と診断された人に対し、母子の健康状態を管理し、子育て情報を掲載した母子健康手帳を交付します。	健康増進課
2	妊婦健康診査	妊娠中の母と子の健康管理を行うため、妊婦健康診査費用を助成します。	健康増進課
3	養育医療給付事業	入院を必要とする未熟児に対し、その養育医療に要する費用を給付します。	健康増進課
4	乳幼児健康診査	乳幼児健診（4か月・10か月・1歳6か月・2歳6か月・3歳6か月）月10回（年120回）を実施し、疾病や障がいの早期発見と乳幼児の健全な発育・発達を促します。	健康増進課
5	乳幼児福祉医療費助成制度 【関連】2-4 ①	小学校就学前の子どもを対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保険診療内の医療費を助成します。	保険年金課
6	健康相談	保健センターとコミュニティセンターにおいて、乳幼児の成長や育児・離乳食の相談に応じ、適切な保健指導を行います。	健康増進課
7	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する相談や、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。	健康増進課

	事業	事業内容	担当課
8	養育支援訪問事業 【関連】3-2 ①	養育支援が特に必要な家庭に保健師や家庭児童相談員などが訪問し、養育に関する相談・支援を行います。	健康増進課 子育て応援課 （家庭児童相談室）

1-2 子育ての不安解消と仲間づくりの支援

〔現状と課題〕

子育てに不安や悩みを抱える父親・母親が少なくありません。保護者の孤立を防ぎ、不安や負担感を軽減する上では、気軽に相談できる場があることに加え、子育て中の保護者同士の交流が有効です。

本市では、地域子育て支援センターや児童館で子育てについての相談に応じているほか、子育て講座や交流活動を通じて保護者のネットワークづくりを進めています。また、シルバー人材センターや子育てサークルとの協働で子育て支援活動を行っていますが、活動を終了されるサークルが年々出てきており、自主的な活動が継続できるサークルの育成が課題となっています。そのほか、子育て支援ガイドやホームページを使った情報提供を行っています。

今後も、保護者同士あるいは世代間交流の機会の創出を図ります。

〔施策の方向と主な事業〕

①子育てのネットワークづくり

子育て家庭の孤立を防ぐため、地域子育て支援センターを核とし、子育てサークル等とも協働し、親同士の交流や三世代交流の機会をつくります。

	事業	事業内容	担当課
1	地域子育て支援センター事業 【関連】2-3 ①	本市の子育て支援の中核施設として、子育て支援施設と連携・協力し、子育てに関わる相談や子育て講座などの各事業を実施するとともに、子育てサークルの育成、支援を行います。	子育て応援課
2	児童館子育て支援事業 【関連】2-3 ①	遊びや子育て親子の交流の場の提供、相談事業などを通じて、子育て支援、親育ちを支える活動を実施します。	子育て応援課
3	子育てサークル等との協働事業	子育てや保護者に対する支援を目的としたサークルなどの育成や、協働事業の実施に取り組み、地域における子育て支援活動を推進します。	子育て応援課
4	「おでかけシルバーママ・パパ」の開催 (シルバー人材センターの事業) 【関連】4-1 ①	シルバー人材センターの地域に貢献される取り組みに対し事業の実施および運営を支援します。 ・子育て世代を対象に、人生や子育て経験の豊かなシルバーママ・パパとの「ふれあいの場」を提供し、「三世代交流」や「地域社会との関わり」の糸口づくりに取り組み、子育てのストレスを軽減することを目的として、各児童館に出かけて事業を実施します。	商工観光労政課 子育て応援課

②子育ての相談・支援体制の充実

子育ての悩みに対し、多様な窓口で多様な方法による相談が受けられるよう体制整備を図るとともに、相談窓口の情報提供を充実させます。

	事業	事業内容	担当課
1	家庭児童相談	児童・家庭における児童の養育相談及びあらゆる問題について相談に応じます。要保護児童等の相談、児童虐待の相談および支援を行い、また必要に応じ専門機関を紹介します。	子育て応援課 (家庭児童相談室)
2	子育て相談	保育園、幼稚園、幼児園、ひだまりの家、地域子育て支援センター、児童館において、子育て中の保護者からの、健康やしつけ等に関する相談、育児についての不安や悩み・疑問などに関して、相談と支援を行います。	幼児課 子育て応援課 ひだまりの家
3	子育て情報の収集・提供 【関連】2-1 ① 4-1 ②	子育てに関する制度や身近な地域の育児情報を収集し、子育て支援ガイド、地域子育て支援センターによる情報紙、広報、ホームページ、フェイスブックなどにより提供します。	子育て応援課
4	教育相談	学齢期にある子どもの学習・生活に関わる相談や検査、関係機関の紹介を行います。	学校教育課

1-3 仕事と家庭の両立の推進

〔現状と課題〕

子育てを行う上では、仕事と家庭の調和、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」が重要です。長時間労働を抑制し、男女を問わず、子育て世代に合った働き方をすることで、充実した子育てライフが送れます。

事業者に対し、国が推進する長時間労働の是正や「働き方改革」について啓発を行うとともに、育児休業についての普及啓発にも取り組みます。また、子育てに関わりたいと望むものの、その方法がわからない父親を対象に、子育てについての情報提供や子育て講座の開催など、父親が子育てに参加しやすい仕掛けづくりに取り組みます。

〔施策の方向と主な事業〕

①ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

仕事と家庭生活とを両立するため、男女ともに働き方の見直しを含め仕事をもつ親ができる限り長い時間子育てに関われるよう、企業等に対し子育てしやすい就労環境の啓発に努めます。

	事業	事業内容	担当課
1	働き方改革の推進	職業生活や家庭生活及び地域活動に男女がともに参加できるよう、事業所に対して、時間外労働の限度や年次有給休暇の確実な取得が図られるための啓発を行います。	商工観光労政課
2	育児休業制度の普及	育児休業制度の定着を図り、利用しやすい環境づくりを企業とともに進めます。	商工観光労政課
3	就労支援の促進 【関連】3-2 ③	働く意欲がありながらさまざまな阻害要因を抱える就職困難者や就労意欲のあるひとり親家庭の保護者を対象に、就労支援相談員による相談、求人情報の提供や職業訓練への誘導などの支援を関係機関と連携して実施します。	商工観光労政課

②男女共同参画による子育ての推進

男性の育児参画を進めるため、企業や地域社会に対する啓発を進めるとともに、父親が子育てに参加しやすい取り組みを推進します。

	事業	事業内容	担当課
1	男性の育児休業取得の啓発	男性の育児休業取得を推進するため、事業所及び従業員に対して啓発を行います。	商工観光労政課
2	男女共同参画の視点による学習の推進	あらゆる分野とともに参画し、役割も責任も分かち合い、仕事と家庭・地域活動を両立し、協力しあえる社会づくりに向けて事業を展開しながら啓発を行います。	自治振興課
3	父子手帳の配布	妊娠、出産、育児に対する心構えと、協力のしかたなど父親向けの育児情報を提供します。	健康増進課
4	男性対象の子育て講座の開催	子育ての方法について学ぶ子育て講座を開催します。	子育て応援課

2 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

2-1 就学前の教育・保育の総合的な提供

〔現状と課題〕

本市では、平成15年度より、保育園と幼稚園のカリキュラムを一本化した乳幼児保育総合化により、混合保育・交流保育を実施し、さらに平成22年度に「保育教育課程」、平成31年度に「保育教育全体計画」を作成し、就学前の一貫した保育・教育の提供を行っています。

児童数の増加は収束しつつあるものの、出産後も働き続ける女性が増えているため、保育ニーズは年々増加しています。特に低年齢児の保育ニーズが高く、小規模保育施設や家庭的保育施設を誘致していますが、待機児童の解消には至っていない状況です。

さらに、令和元年5月に子ども・子育て支援法が改正され、3歳から5歳までの幼児の教育・保育料及び一時預かり事業等や、障がいのある児童の発達支援等の利用料が無償化されました。また、市外から移り住む人が多い地域やマンションなどの集合住宅が開発される地域での保育ニーズが高くなっており、地域ごとのニーズの把握が必要となっています。待機児童が発生しないよう、多様化する保育ニーズに柔軟に対応できる保育士の確保や施設の整備が求められます。

〔施策の方向と主な事業〕

①保育サービスの充実

子どもの健やかな育ちを保障していくため、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援の提供に努めるとともに、待機児童解消に向けた保育環境の整備を進めます。

	事業	事業内容	担当課
1	保育料無償化の実施 【関連】2-4 ①	子育て世帯の負担軽減を図るため、3歳から5歳のすべての保育料を無償化します。市民税非課税世帯に対しては、0歳から2歳児までの保育料も無償化します。	幼児課
2	民間保育所運営補助	就学前保育環境を整えるため、法人立認可保育園への運営支援を継続します。 ①保育園用地等施設の賃借料に対する補助 ②保育実施児童の災害補償加入に対する補助 ③就学指導委員会より要支援児童として、保育者の加配が答申された場合の加配に対する補助 ④低年齢児保育の保育士配置に対する補助 ⑤保育士資格を有しない方を保育支援者として雇用・活用することへの補助 ⑥事業者が保育士のための宿舍を借り上げた場合の家賃を補助 ⑦保育園児の受入人数増のための新たに保育士を雇用する場合の費用を補助	幼児課

	事業	事業内容	担当課
3	教育・保育支援アドバイザーの配置等	教育・保育に関する専門性を有する保育支援アドバイザーを配置し、巡回指導等を行います。	幼児課
4	保育園・幼稚園・幼稚園の環境整備	老朽化した施設の整備や低年齢児保育に適した改修、耐震化等の推進について、改修計画を定め年次的に行います。	幼児課
5	待機児童対策	保育ニーズの的確な把握に努め、保育施設の整備などを計画的に実施し、待機児童解消に取り組めます。	幼児課
6	一時預かり事業 (保育園での預かり保育)	保護者の就労や、疾病・出産、子育てからのリフレッシュなど一時的に家庭での保育が困難となる児童に対し、保育園での預かり保育への支援をします。	幼児課
7	一時預かり事業 (幼稚園での預かり保育)	核家族や家庭の一時的な事情による子育て支援のために、幼稚園在園児に対して通常の保育終了後の14時から16時までの間、事前申し込みにより預かり保育を実施します。 ※施設等利用給付の認定を受けた人は、申請により保育料無償化の対象となります。	幼児課
8	延長保育事業	保護者の多様な就労形態に対応するため、保育園の開所時間から概ね30分～2時間延長する保育に対する支援を行います。	幼児課
9	休日保育事業	保護者の多様な就労形態に対応するため、休日保育に対する支援を行います。	幼児課

②就学前教育の充実

保育園・幼稚園・幼児園等において、保育・教育の質の向上を図りつつ、保育教育全体計画による一貫した保育・教育のもと、就学前教育の充実に取り組みます。また、保護者の子育てを支援するため子育てに関する情報の提供を努めます。

	事業	事業内容	担当課
1	保育・教育に係る研修の実施	保育・教育に携わる保育士・幼稚園教諭が、園内外で開催される各種研修に参加することで、より専門的な保育・教育が提供できるようスキルアップを図ります。	幼児課
2	すくすく育つりっとうっ子 保育教育全体計画に基づく保育教育の提供	保育園、幼稚園、公立法人立を問わず、同じ栗東市の次代を担う子どもとして、すくすく育つりっとうっ子保育教育全体計画に基づき、年齢に応じた支援を行い、より良い保育・教育を提供します。	幼児課
3	園児・保護者への安全指導	保育園・幼稚園・幼児園にて防犯、交通安全教育に取り組みます。	幼児課
4	園だよりの発行 【関連】4-1 ②	折々の園情報や園児の状況を発信し、保育への理解を求めるとともに家庭との連携を図ります。	幼児課
5	保護者研修会	各園において、より良い子育てについて学ぶ機会として、保護者会との連携により研修会などを実施します。	幼児課
6	子育て情報の収集・提供 【関連】1-2 ② 4-1 ②	子育てに関する制度や身近な地域の育児情報を収集し、子育て支援ガイド、地域子育て支援センターによる情報紙、広報、ホームページ・フェイスブックなどにより提供します。	子育て応援課

③幼児教育・保育と小学校との連携・接続

保育園・幼稚園・幼児園から小学校生活への円滑な移行を図るため、両者の連携・連絡を密にするとともに、各園・学校の子ども同士の交流機会を確保します。

	事業	事業内容	担当課
1	保幼小連絡会	小学校区ごとに、保育園・幼稚園・幼児園と小学校が連携し、保育・授業公開、研究協議などを行い、教育内容や教育方法の連続性を相互に理解し、小学校への円滑な接続につなげます。	幼児課 学校教育課
2	幼児と児童の交流促進	保育園・幼稚園・幼児園児と小学生の交流を積極的に行い、異年齢の子どもが学びあう経験と機会を多くもち、小学校への円滑な接続につなげます。	幼児課 学校教育課

2-2 児童の放課後の過ごし方への支援

〔現状と課題〕

共働き家庭及び核家族家庭の増加に伴い、低学年だけでなく、高学年においても放課後における保育ニーズが高まっています。本市においては、小学校区ごとに学童保育所を設置しています。その他、地域住民の協力による放課後子ども教室や、障がい児地域活動支援事業の実施により、放課後における子どもの居場所づくりにつながっています。

学童保育所の利用者増への対応や、放課後を安全に過ごすことができる環境づくりが必要です。

〔施策の方向と主な事業〕

①放課後児童の健全育成の充実

保護者の就労等に対応し、児童が放課後に安全かつ安心して過ごせるよう、学童保育所の量の確保を図りつつ、質の向上に努めます。また、放課後を安全に過ごすことができる居場所づくりに取り組みます。

	事業	事業内容	担当課
1	放課後児童健全育成事業（学童保育所）	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や、春休み・夏休み・冬休みなどの学校休業日に、保護者に代わって適切な遊びや生活の場を提供することで、児童の健全な育成を図ります。	子育て応援課
2	民間による学童保育所の整備	入所希望児童の増加と多様なニーズへの対応に向け、民間による学童保育所の実施を推進します。	子育て応援課
3	市立学童保育所の環境整備	老朽化した施設の整備や入所児童の増加にあわせた改修を行い、安全に利用できる環境を整えます。	子育て応援課
4	児童館運営事業	放課後の児童の居場所として、子どもたちに健全な遊びの場や機会を提供します。また、長期休暇中において活動事業を行い、仲間づくりを通して社会性・創造性・思いやりの心などを育みます。 また、利用しやすい児童館運営に向けた検討を行います。	子育て応援課

	事業	事業内容	担当課
5	放課後子ども教室 【関連】4-1 ①	小学校の体育館やコミュニティセンターなどを活用し、地域の多様な人々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流などに取り組みます。	生涯学習課
6	放課後等デイサービス、日中一時支援 【関連】3-2 ②	障がいがある児童に対し、放課後や、春休み・夏休み・冬休みなどの学校休業日に規則正しい生活習慣を維持できるよう、療育活動や創作活動を行います。	障がい福祉課

2-3 地域における多様な子育て支援の充実

〔現状と課題〕

共働き家庭及び核家族化の増加に加え、身近に子育てを相談したり、手伝ってもらおう親族がいない子育て世帯が増えています。多様な働き方や、家庭の事情に応じたさまざまな支援が求められています。

地域子育て支援センターや児童館における支援事業、病後児保育事業などの他に、シルバー人材センターによる子育て支援事業を実施しています。今後も、これらの事業の一層の充実が求められることから、ニーズに対応し、利用したい人の利便性に配慮しながら、必要な事業の質・量両面の確保を図ることが必要です。

〔施策の方向と主な事業〕

①子育て支援サービスの充実

就労形態や家族形態の多様化に対応するよう、子育てをしている家庭の悩みの解消や、さまざまなニーズに対応した支援サービスを提供します。

	事業	事業内容	担当課
1	地域子育て支援センター事業 【関連】1-2 ①	本市の子育て支援の中核施設として、子育て支援施設と連携・協力し、子育てに関わる相談や子育て講座などの各事業を実施するとともに、子育てサークルの育成、支援を行います。	子育て応援課
2	児童館子育て支援事業 【関連】1-2 ①	遊びや子育て親子の交流の場の提供、相談事業などを通じて、子育て支援、親育ちを支える活動を実施します。	子育て応援課
3	児童館の維持補修	老朽化した児童館の維持補修など子どもたちが安全に利用できる環境を整備します。	子育て応援課
4	病後児保育事業 (きづきクリニックチャイルドハウス)	病気の回復期にあり、集団保育を受けることが困難な子どもを病院に付設された専用施設で一時的に預かり、安静を確保し、保育を行います。	子育て応援課
5	子育て短期支援事業 (ショートステイ) (トワイライトステイ)	保護者の病気などの理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合や緊急的に保護を必要とする場合に、児童養護施設などで一時的に養育または保護します。	子育て応援課

	事業	事業内容	担当課
6	高齢者活用子育て支援事業 (シルバー人材センターの事業)	<p>シルバー人材センターの地域に貢献される取り組みに対し運営を支援します。</p> <p>《生活援助サービス事業》</p> <p>就学前の幼児及び就学児童に対し、在宅での子守、保育施設への送迎、学童保育への迎え、乳幼児健診の付き添いなどの事業を実施するとともに、産前・産後の家事援助、イベント会場での託児を実施します。</p> <p>《シルバーで一時預かり・マロンばあばのおうち》</p> <p>人生や子育て経験の豊かなシルバー人材センター会員が1歳～就学前の子どもを預かり、保護者のストレスの軽減や、リフレッシュを図りながら、「三世代交流」及び「地域社会との関わり」の糸口づくりに取り組みます。</p>	商工観光労政課
7	ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業の実施に向けた検討を進めます。	子育て応援課

2-4 子育て家庭への経済的負担の軽減

〔現状と課題〕

子育て世帯の負担軽減と少子化対策として、子ども・子育て支援法が改正され、3歳から5歳までの幼児の教育・保育料及び一時預かり等や、障がいのある児童の発達支援等の利用料が無償化されました。経済的負担の軽減につながるよう、児童手当支給や医療費助成についても、法令等に基づき継続的に取り組むことが必要です。

〔施策の方向と主な事業〕

①保育料の無償化及び手当の支給や医療費の助成

子ども・子育て支援法の改正に基づく保育料の無償化を行います。また、国の制度に基づき、必要な手当の支給を行うとともに、保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費などの助成に努めます。

	事業	事業内容	担当課
1	保育料無償化の実施 【関連】2-1 ①	子育て世帯の負担軽減を図るため、3歳から5歳のすべての保育料を無償化します。市民税非課税世帯に対しては、0歳から2歳児までの保育料も無償化します。	幼児課
2	児童手当	家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的に手当を支給します。	子育て応援課
3	児童扶養手当 【関連】3-2 ③	父または母と生計をともしない児童や、重度の障がいがある父または母に養育されている児童がいる家庭の、生活の安定と自立の促進及び、児童の健全な育成を図ることを目的に手当を支給します。	子育て応援課
4	特別児童扶養手当 【関連】3-2 ②	精神・知的または身体に中・重度の障がいを有する20歳未満の児童を監護、養育している父母等に、福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。	障がい福祉課
5	障がい児福祉手当 【関連】3-2 ②	精神（知的も含む）または身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の人に支給します。	障がい福祉課
6	乳幼児福祉医療費助成制度 【関連】1-1 ①	小学校就学前の子どもを対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保険診療内の医療費を助成します。	保険年金課

	事業	事業内容	担当課
7	ひとり親家庭福祉 医療費助成制度 【関連】3-2 ③	ひとり親家庭を対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保険診療内の医療費の一部を助成します。	保険年金課
8	障がい者（児）福祉 医療費助成制度 【関連】3-2 ②	身体障がい者手帳1～3級、療育手帳最重度・重度・中度、特別児童扶養手当1級の障がい者（児）を対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保険診療内の医療費の一部を助成します。	保険年金課
9	子ども医療費助成 制度	小学1年生から3年生を対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成します。	保険年金課
10	子ども入院医療費 助成制度	小学4年生から中学3年生を対象に、入院にかかる保険診療内の医療費を助成します。	保険年金課
11	育成医療費助成	18歳未満の身体障がいのある児童に対し、手術等の治療を受けることにより、障がいが軽減され日常生活能力が期待できる場合に、必要な医療の給付を行います。	障がい福祉課
12	児童発達支援等の 利用料の無償化	3歳になった年度の翌年度の4月1日から小学校就学までの障がいのある児童に対する、児童発達支援等の利用料を無償化します。	障がい福祉課

3 すべての子どもの人権を尊重するまちづくり

3-1 子どもの権利を守る取り組みの推進

〔現状と課題〕

「子どもの権利条約」にもうたわれているように、すべての子どもは等しく人権をもっており、健やかに成長することが保障されなければなりません。一人ひとりの子どもが大切な存在と認められていることで、心身ともに健全な育ちが得られ、子ども自身の自己肯定感にもつながります。

子どもや保護者のライフスタイルの変化に合わせて、子どもたちがまちづくり・地域づくりに関わっていくことが求められます。

〔施策の方向と主な事業〕

①子どもの意見を反映したまちづくり

子どもたちが、社会との関わりの中で豊かな人間性を育むことができるよう、まちづくりや地域づくりに参画できる環境づくりを進めます。

	事業	事業内容	担当課
1	体験活動を通じた子ども自身の活動の支援	アドベンチャーキャンプを実施し、集団生活や野外活動を通して豊かな心と生きる力を育むとともに、未来の青年リーダーとなる人材を養成します。	生涯学習課
2	市民参画政策推進	市民とともに考えるまちづくりをめざし、子どもから大人まで広く市民から市政に対するアイデアを市長への手紙やメール等で募り、今後の市政運営の参考にします。	秘書広報課

3-2 支援を必要とする児童と家庭を支える取り組みの推進

〔現状と課題〕

障がいや疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象に、身近な圏域において、法律に基づく給付やその他の支援を可能な限り講じることが求められています。関連する制度との連携を図り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することが必要です。

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、本市の未来に向けても重要な課題でもあります。

〔施策の方向と主な事業〕

①児童虐待防止ネットワーク活動の充実・強化

児童虐待を未然に防止するため、要保護児童対策地域協議会が中心となったさまざまな取り組みを進めるとともに、子育てに不安やストレスを感じている保護者などが気軽に相談できる体制を充実します。また、虐待が発見された場合には、迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関との密な連携による取り組みに努めます。

	事業	事業内容	担当課
1	要保護児童対策地域協議会	市内の幼、保、小、中、高校の代表者や教育委員会関係、子ども家庭相談センターや民生委員児童委員、主任児童委員等児童福祉関係、保健・医療関係、警察・司法関係機関（者）で構成され、要保護児童の適切な保護を図るための必要な情報交換及び要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行い対応します。	子育て応援課 （家庭児童相談室）
2	家庭児童相談室事業	児童虐待予防の観点から、子どもの自立を支援するため、保護者への援助や指導を行います。また、育児不安の解消に向けた相談や助言を行います。	子育て応援課 （家庭児童相談室）
3	児童虐待ケース会議	虐待が疑われる事案や要保護事案が生じた時に、関係機関が集まり支援方針会議を開催します。この中で、関係機関が果たす役割を明確にし、要保護家庭等への支援を行います。	子育て応援課 （家庭児童相談室）
4	未就園児等全戸訪問事業	児童虐待の早期発見・早期対応のため、転入家庭を中心に未就園児や福祉サービスを利用していない地域の目が届きにくい在宅児がいる家庭を訪問します。	子育て応援課 （家庭児童相談室）

	事業	事業内容	担当課
5	ドメスティックバイオレンス（DV）への相談体制の充実	配偶者などからの暴力に対する相談体制の充実を図るとともに、DVと児童虐待には高い関連性があるとの指摘もあることから、防止に向けた啓発を行います。	子育て応援課 自治振興課
6	養育支援訪問事業 【関連】1-1 ①	養育支援が特に必要な家庭に保健師や家庭児童相談員などが訪問し、養育に関する相談・支援を行います。	健康増進課 子育て応援課 (家庭児童相談室)
7	スパック会議 (学校問題行動対策連絡会議)	全国的に児童生徒による学校内での問題行動が増加していることから、問題行動と当事者への対応について、学校・地域・子ども家庭相談センター・警察・教育委員会・市福祉関係部署が連携会議を開き、協議し解決につなげます。	学校教育課

②障がいのある児童への支援

障がいの有無に関わらず、誰もが健やかに成長できるよう、発達支援システムを活用した相談・支援に関する取り組みを途切れなく提供していきます。

	事業	事業内容	担当課
1	発達支援事業	発達障がいがあるまたは疑いがある子どもたちの自立と家族の安心した子育てのために、発達相談、発達検査、園への巡回支援による早期把握・早期支援を行います。園や学校とも連携して必要な支援を行います。	子ども発達支援課
2	児童発達支援事業 (たんぽぽ教室)	就学前の心身の発達に障がいのある子どもまたは疑いのある子どもとその家族を対象に、基本的な生活習慣の確立やコミュニケーションなどを育む支援を行います。 また同時に、支援の方向性を検討し適切な支援が提供できるよう保育者・園との連携を行います。	子ども発達支援課
3	幼児ことばの教室 運営事業	保育園・幼稚園または幼児園に通園する子どものうち、聴覚及び言語機能に課題や発達障がいのある子どもに対して、個別指導やグループ指導を行います。同時に、保護者支援も行います。	子ども発達支援課

	事業	事業内容	担当課
4	計画相談事業	療育や福祉サービスを必要とする子どもとその子どもを養育する保護者に、相談支援専門員が生活に対する意向等を聞き取り、通所サービスを利用する前にサービスの目的・内容・量等を総合的に支援する計画を作成します。また、一定期間ごとにモニタリングを行います。	子ども発達支援課
5	放課後等デイサービス、日中一時支援 【関連】2-2 ①	障がいがある児童に対し、放課後や、春休み・夏休み・冬休みなどの学校休業日に規則正しい生活習慣を維持できるよう、療育活動や創作活動を行います。	障がい福祉課
6	特別支援教育就学奨励費の支給	学用品、修学旅行費、校外活動費、学校給食費などを補助します。	学校教育課
7	就学支援	医師、学識経験者、教育関係者、関係行政機関からなる25名程度の委員が、就学相談ならびに就学支援を行います。個々の相談・支援については、学校・園で行います。	学校教育課 幼児課
8	特別児童扶養手当 【関連】2-4 ①	精神・知的または身体に中・重度の障がいを有する20歳未満の児童を監護、養育している父母等に、福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。	障がい福祉課
9	障がい児福祉手当 【関連】2-4 ①	精神（知的も含む）または身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の人に支給します。	障がい福祉課
10	障がい者（児）福祉医療費助成制度 【関連】2-4 ①	身体障がい者手帳1～3級、療育手帳最重度・重度・中度、特別児童扶養手当1級の障がい者（児）を対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保険診療内の医療費の一部を助成します。	保険年金課
11	育成医療費助成 【関連】2-4 ①	18歳未満の身体障がいのある児童に対し、手術等の治療を受けることにより、障がいが軽減され日常生活能力が期待できる場合に、必要な医療の給付を行います。	障がい福祉課
12	児童発達支援等の利用料の無償化 【関連】2-4 ①	3歳になった年度の翌年度の4月1日から小学校就学までの障がいのある児童に対する、児童発達支援等の利用料を無償化します。	障がい福祉課

③さまざまな家庭や児童への支援

保護者に病気や障がいがあったり、ひとり親家庭等、さまざまな事情のある子どもや家庭に対し、必要な支援を行います。

	事業	事業内容	担当課
1	ひとり親家庭への相談業務	ひとり親家庭福祉推進員の配置や母子福祉のぞみ会への支援、民生委員児童委員、主任児童委員や福祉団体等との連携により、ひとり親家庭への相談体制の充実を図ります。 また、母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭の自立に向け、相談や就職の情報提供などを行います。	子育て応援課
2	ひとり親家庭への家事支援	日常生活に支障を感じ、一時的に支援が必要な時に家庭支援員を派遣し、生活援助や子育て支援を行います。	子育て応援課
3	就労支援の促進 【関連】1-3 ①	働く意欲がありながらさまざまな阻害要因を抱える就職困難者や、就労意欲のあるひとり親家庭の保護者を対象に、就労支援相談員による相談、求人情報の提供や職業訓練への誘導など、関係機関と連携し実施します。	商工観光労政課
4	児童扶養手当 【関連】2-4 ①	父または母と生計をともにしていない児童や、重度の障がいがある父または母に養育されている児童がいる家庭の、生活の安定と自立の促進及び、児童の健全な育成を図ることを目的に手当を支給します。	子育て応援課
5	ひとり親家庭福祉医療費助成制度 【関連】2-4 ①	ひとり親家庭を対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保険診療内の医療費の一部を助成します。	保険年金課
6	就学援助の実施	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒に対し、給食費や学用品費等を援助します。	学校教育課 幼児課
7	スクールカウンセラー派遣事業	いじめや不登校等の悩みの相談に応じ、助言を援助を行うため、臨床心理士を小学校に派遣します。	学校教育課

	事業	事業内容	担当課
8	スクールソーシャルワーカーの配置	課題を抱えた児童生徒に対し、関係機関とネットワークを築き、必要な支援と課題解決に取り組めます。	学校教育課
9	子ども成長支援教室「あいあい」の設置	不登校や学校不適應の子どもたちが心身の元を取り戻せるよう、学習支援やグループ活動、体験活動の支援を行います。	学校教育課
10	子どもの居場所づくり支援	子ども食堂等、地域における子どもの居場所づくりを支援します。 また、子どもの貧困問題については、中学生等を対象とした学習支援事業など、関係課・関係機関が連携して取り組めます。	社会福祉課 子育て応援課 学校教育課

4 子どもの成長と親としての成長を支え合う環境づくり

4-1 家庭や地域の教育力の向上

〔現状と課題〕

子どもの育ちにおいては、親だけでなくさまざまな人との関わりの中で、自我の発達や社会性の向上がみられることから、体験や交流の機会をつくることが重要です。本市でも、それぞれの地域で協力を得ながら、園・学校などにおける体験活動の取り組みや世代間交流が進められています。引き続き、社会全体で子どもを守り育てる環境づくりが求められます。

また、子育ての第一義的な責任を担う親が自信をもち、生きがいや喜びをもって子育てすることが、子どもの健全な育ちにつながることから、引き続き、親の意識や意欲を高めるため、保護者の学びへの支援に取り組むことが必要です。

〔施策の方向と主な事業〕

①子どもの交流や体験活動の充実

子どもたちがさまざまな活動を通じて健やかに育つよう、地域の協力を得ながら、活動の場づくりを進めます。

	事業	事業内容	担当課
1	保育園・幼稚園・ 幼児園園庭開放事業	未就園児及びその保護者を対象に、地域における安全な遊び場確保のため、幼児園などの施設を開放し、あわせて子育て支援事業を実施します。	幼児課
2	保育園・幼稚園・ 幼児園地域活動事業	未就園児との交流事業、高齢者との交流など、地域との交流事業を行います。	幼児課
3	「おでかけシルバー ママ・パパ」の開催 (シルバー人材セン ターの事業) 【関連】1-2 ①	シルバー人材センターの地域に貢献される取り組みに対し事業の実施および運営を支援します。 ・子育て世代を対象に、人生や子育て経験の豊かなシルバーママ・パパとのふれあいの場を提供し、「三世代交流」や「地域社会との関わり」の糸口づくりに取り組み、子育てのストレスを軽減することを目的として各児童館に出かけて事業を実施します。	商工観光労政課 子育て応援課
4	体験活動、勤労体験 活動	小学校におけるさまざまな体験活動や、中学校における勤労体験活動(職場体験)など地域と連携しながらの活動を通して、社会性や連帯性など児童生徒の心の育成を図ります。	学校教育課

	事業	事業内容	担当課
5	放課後子ども教室 【関連】2-2 ①	小学校の体育館やコミュニティセンターなどを活用し、地域の多様な人々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流などに取り組みます。	生涯学習課
6	保育体験活動	中学生が、近隣の保育園・幼稚園・幼児園で子どもたちと一緒に遊ぶなどの交流を通して、保育体験を行います。	学校教育課
7	図書館における子どもの読書活動の推進	おはなし会やおはなしタイムを開催し、子どもと本の出会いの場を提供します。	図書館

②保護者の学びへの支援

保護者がゆとりと生きがいをもって、楽しみながら子育てできるよう、子育てに関する情報や知識を提供する機会を充実します。

	事業	事業内容	担当課
1	子育て情報の収集・提供 【関連】1-2 ② 2-1 ②	子育てに関する制度や身近な地域の育児情報を収集し、子育て支援ガイド、地域子育て支援センターによる情報紙、広報、ホームページ・フェイスブックなどにより提供します。	子育て応援課
2	子育て講座の開催	子育ての喜びや楽しさを感じるとともに、育児不安の軽減を図るため、生活リズムの大切さや健康的な子育てなど、家庭保育の充実につながる講座を開催します。	子育て応援課
3	学校だよりの発行	折々の学校情報及び子どもの状況を発信することによって、学校教育への理解を求めるとともに家庭との連携を図ります。	学校教育課
4	園だよりの発行 【関連】2-1 ②	折々の園情報や園児の状況を発信し、保育への理解を求めるとともに家庭との連携を図ります。	幼児課
5	読み聞かせの啓発と情報提供	家庭における読み聞かせや読書の重要性について啓発と情報提供を行います。	生涯学習課 図書館
6	家庭における教育力への支援	「くりちゃん元気いっぱい運動」の「早ね・早おき・朝ごはん」や「子育てのための12か条」などにより、家庭教育に対する保護者の意識を高め、地域をあげて子育てに取り組む風土をつくります。	生涯学習課 学校教育課 幼児課 子育て応援課

第6章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

本市の教育・保育提供区域については、放課後児童健全育成事業は小学校区、その他の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業は1圏域（全市）と設定し、地域のニーズに応じた教育・保育、地域子育て支援事業の整備に努めます。

教育・保育	区域名
1号認定（3～5歳・教育） ※幼稚園・幼児園の短時部	全市
2号認定（3～5歳・保育） ※保育園・幼児園の中長時部	全市
3号認定（0～2歳・保育） ※保育園・幼児園の中長時部・小規模保育・家庭的保育	全市

地域子ども・子育て支援事業	区域名
延長保育事業	全市
一時預かり事業（幼稚園在園児を対象）	全市
一時預かり事業 （上記以外、シルバー人材センターの事業を含む）	全市
放課後児童健全育成事業（学童保育）	小学校区
地域子育て支援拠点事業	全市
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	全市
病後児保育事業	全市
妊婦に対する健康診査	全市
乳児家庭全戸訪問事業	全市
養育支援訪問その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	全市
利用者支援事業	全市
実費徴収にかかる補足給付を行う事業	全市
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	全市

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

① 1号認定〔3～5歳児〕（幼児期の教育）

事業の概要	3～5歳児で保育の必要性がない子ども（主に、家庭が専業主婦(夫)または短時間のパートタイム就労など）及び、保育の必要性はあるが幼稚園教育の希望が強いと想定される子どもに対し、就学前教育を実施します。
現在の実施状況	●公立幼稚園4園 （治田・大宝・大宝分園〈～令和5年3月31日〉・大宝西） ●公立幼児園5園（金勝第一・葉山・葉山東・治田西・治田東）
量の見込み 算出方法	令和2年度の入所申込者数を基に、平成27年度以降の各年前年度からの利用率を勘案の上で算出

	実績値	実施時期				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A 量の見込み ※2号認定の教育ニーズが強いものを含む	1,276人	987人	940人	914人	886人	875人
B 確保 方策 特定教育・ 保育施設	1,245人	1,198人	1,093人	1,063人	958人	958人
B-A		211人	153人	149人	72人	83人
確保方策の内容	<p>必要な量の見込みを行う中、幼稚園教諭の確保を図りながら、引き続き、市内の公立幼稚園・幼児園において就学前教育を実施します。</p> <p>なお、就学前児童の減少、幼稚園入園ニーズの減少傾向も踏まえ、施設の統合、認定こども園化など施設機能の見直しも含め取り組みます。</p>					

②2号認定〔3～5歳児〕（保育の実施）

事業の概要	3～5歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
現在の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●公立保育園 3園（金勝第二・治田・大宝西） ●公立幼児園 5園（金勝第一・葉山・葉山東・治田西・治田東） ●法人立保育園7園（こだま保育園・グランマの家保育園・こだまふれんど保育園・治田西カナリヤ第三保育園・大宝カナリヤ保育園・栗東くじら保育園・HOPPA 栗東下鉤）
量の見込み算出方法	令和2年度の入所申込者数を基に、平成27年度以降の各年前年度からの利用率を勘案の上で算出

		実績値	実施時期																	
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度													
A 量の見込み		942人	1,070人	1,065人	1,082人	1,097人	1,132人													
B 確保 方策	特定教育・ 保育施設	892人	1,121人	1,166人	1,387人	1,387人	1,465人													
B-A		/	51人	101人	305人	290人	333人													
確保方策の内容		<p>必要な量の見込みを行う中、保育士の確保を図りながら、引き続き、市内の公立保育園・幼児園・法人立保育園において就学前保育を実施します。また、待機児童が発生している状況から、受け皿確保のための整備として、認可保育園等の整備を行います。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">令和2年4月 認可保育園開園</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">予算計上済</td> </tr> <tr> <td>令和3年4月 認可保育園開園</td> </tr> <tr> <td>令和4年4月 認可保育園開園（2か所）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>“ 認定こども園開園</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和6年4月 認可保育園開園</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						令和2年4月 認可保育園開園	}	予算計上済	令和3年4月 認可保育園開園	令和4年4月 認可保育園開園（2か所）			“ 認定こども園開園			令和6年4月 認可保育園開園		
令和2年4月 認可保育園開園	}	予算計上済																		
令和3年4月 認可保育園開園																				
令和4年4月 認可保育園開園（2か所）																				
“ 認定こども園開園																				
令和6年4月 認可保育園開園																				

※各施設の定員は、67ページに記載しています

③-1 3号認定〔0歳児〕

事業の概要	0歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
現在の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●公立保育園 3園（金勝第二・治田・大宝西） ●公立幼児園 5園（金勝第一・葉山・葉山東・治田西・治田東） ●法人立保育園8園（こだま保育園・グランマの家保育園・こだまふれんど保育園・治田西カナリヤ第三保育園・こだま乳児保育園・大宝カナリヤ保育園・栗東くじら保育園・HOPPA 栗東下鉤） ●地域型保育施設6園（なないろ保育園・栗東くじら小規模保育園・HOPPA 栗東駅前園・治田くじら小規模保育園〈令和元年10月開設〉・ぱれっと園～たかの～〈令和元年10月開設〉・家庭的保育の家ふわり）
量の見込み算出方法	国の「手引き」を参考にしつつ、育児休業を希望する割合を除いたうえで、0歳児の保育ニーズの高まりによる利用率の上昇を加味して算出

		実績値	実施時期																														
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																										
A 量の見込み		115人	125人	134人	143人	152人	161人																										
B 確保 方策	特定教育・ 保育施設	73人	105人	108人	126人	126人	132人																										
	地域型 保育施設	7人	28人	40人	40人	52人	52人																										
	合計	80人	133人	148人	166人	178人	184人																										
B-A		/	8人	14人	23人	26人	23人																										
確保方策の内容		<p>必要な量の見込みを行う中、保育士の確保を図りながら、引き続き、市内の公立保育園・幼児園・法人立保育園・地域型保育施設において就学前保育を実施します。また、待機児童が発生している状況から、受け皿確保のための整備として、認可保育園、地域型保育施設等の整備を行います。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">令和2年</td> <td style="width: 15%;">4月</td> <td style="width: 40%;">認可保育園開園</td> <td rowspan="3" style="width: 10%; vertical-align: middle;">} 予算計上済</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>10月</td> <td>小規模保育園開園（2か所）</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>4月</td> <td>認可保育園開園</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>4月</td> <td>認可保育園開園（2か所）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃</td> <td>認定こども園開園</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年</td> <td>4月</td> <td>小規模保育園開園（2か所）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和6年</td> <td>4月</td> <td>認可保育園開園</td> <td></td> </tr> </table>						令和2年	4月	認可保育園開園	} 予算計上済	令和2年	10月	小規模保育園開園（2か所）	令和3年	4月	認可保育園開園	令和4年	4月	認可保育園開園（2か所）			〃	認定こども園開園		令和5年	4月	小規模保育園開園（2か所）		令和6年	4月	認可保育園開園	
令和2年	4月	認可保育園開園	} 予算計上済																														
令和2年	10月	小規模保育園開園（2か所）																															
令和3年	4月	認可保育園開園																															
令和4年	4月	認可保育園開園（2か所）																															
	〃	認定こども園開園																															
令和5年	4月	小規模保育園開園（2か所）																															
令和6年	4月	認可保育園開園																															

※各施設の定員は、67ページに記載しています

③-2 3号認定〔1・2歳児〕

事業の概要	1・2歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
現在の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●公立保育園 3園（金勝第二・治田・大宝西） ●公立幼稚園 5園（金勝第一・葉山・葉山東・治田西・治田東） ●法人立保育園8園（こだま保育園・グランマの家保育園・こだまふれんど保育園・治田西カナリヤ第三保育園・こだま乳児保育園・大宝カナリヤ保育園・栗東くじら保育園・HOPPA 栗東下鉤） ●地域型保育施設6園（なないろ保育園・栗東くじら小規模保育園・HOPPA 栗東駅前園・治田くじら小規模保育園〈令和元年10月開設〉・ぱれっと園～たかの～〈令和元年10月開設〉・家庭的保育の家ふわり）
量の見込み算出方法	令和2年度の入所申込者数を基に、1・2歳児の保育ニーズの高まりによる利用率の上昇を勘案の上で算出

		実績値	実施時期																														
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																										
A 量の見込み		578人	639人	670人	717人	744人	770人																										
B 確保 方策	特定教育・ 保育施設	475人	524人	536人	632人	632人	668人																										
	地域型 保育施設	25人	68人	94人	94人	120人	120人																										
	合計	500人	592人	630人	726人	752人	788人																										
B-A		/	△47人	△40人	9人	8人	18人																										
確保方策の内容		<p>必要な量の見込みを行う中、保育士の確保を図りながら、引き続き、市内の公立保育園・幼稚園・法人立保育園・地域型保育施設において就学前保育を実施します。また、待機児童が発生している状況から、受け皿確保のための整備として、認可保育園、地域型保育施設等の整備を行います。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">令和2年</td> <td style="width: 15%;">4月</td> <td style="width: 40%;">認可保育園開園（定員110人）</td> <td rowspan="3" style="width: 10%; vertical-align: middle;">} 予算計上済</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>10月</td> <td>小規模保育園開園（定員19人）（2か所）</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>4月</td> <td>認可保育園開園（定員60人）</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>4月</td> <td>認可保育園開園（定員120人）（2か所）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃</td> <td>認定こども園開園（定員170人）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年</td> <td>4月</td> <td>小規模保育園開園（定員19人）（2か所）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和6年</td> <td>4月</td> <td>認可保育園開園（定員120人）</td> <td></td> </tr> </table>						令和2年	4月	認可保育園開園（定員110人）	} 予算計上済	令和2年	10月	小規模保育園開園（定員19人）（2か所）	令和3年	4月	認可保育園開園（定員60人）	令和4年	4月	認可保育園開園（定員120人）（2か所）			〃	認定こども園開園（定員170人）		令和5年	4月	小規模保育園開園（定員19人）（2か所）		令和6年	4月	認可保育園開園（定員120人）	
令和2年	4月	認可保育園開園（定員110人）	} 予算計上済																														
令和2年	10月	小規模保育園開園（定員19人）（2か所）																															
令和3年	4月	認可保育園開園（定員60人）																															
令和4年	4月	認可保育園開園（定員120人）（2か所）																															
	〃	認定こども園開園（定員170人）																															
令和5年	4月	小規模保育園開園（定員19人）（2か所）																															
令和6年	4月	認可保育園開園（定員120人）																															

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

①延長保育事業

事業の概要	保護者が勤務時間や通勤時間などの事情により、基本の保育時間を超えて保育が必要な場合に、保育を実施します。
現在の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●法人立保育園8園（こだま保育園・グランマの家保育園・こだまふれんど保育園・治田西カナリヤ第三保育園・こだま乳児保育園・大宝カナリヤ保育園・栗東くじら保育園・HOPPA 栗東下鉤） ●地域型保育施設5園（栗東くじら小規模保育園・HOPPA 栗東駅前園・治田くじら小規模保育園〈令和元年10月開設〉・ぱれっと園～たかの～〈令和元年10月開設〉・家庭的保育の家ふわり）
量の見込み算出方法	国の「手引き」を参考にしつつ、実績を勘案し補正の上で算出

	実績値	実施時期				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	326人	351人	366人	380人	393人	405人
B 確保方策	275人	351人	366人	380人	393人	405人
B-A		0人	0人	0人	0人	0人
確保方策の内容	<p>保護者の就労時間の変化に合わせ、長時間の保育ニーズに対応するため、市内の法人立保育園・地域型保育施設で11時間の開所時間を延長して、保育を実施します。</p> <p>（家庭的保育の家ふわりについては、基本の保育時間に延長保育を含め、最長10時間の保育を実施します。）</p>					

②-1 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

事業の概要	幼稚園在園児の保護者の就労時間等の都合によって、通常の保育終了後の14時から16時まで引き続き預かります。
現在の実施状況	●公立幼稚園4園（治田・大宝・大宝分園・大宝西） ●公立幼児園5園（金勝第一・葉山・葉山東・治田西・治田東）
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

	実績値	実施時期				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み （延べ人数）	11,206人	12,193人	11,892人	11,838人	11,762人	11,903人
B 確保方策 （延べ人数）	11,339人	12,193人	11,892人	11,838人	11,762人	11,903人
B-A		0人	0人	0人	0人	0人
確保方策の内容	幼稚園在園児の保護者ニーズ（就労時間等に合わせた保育の希望）に応え、市内の公立幼稚園・幼児園で降園時間後も引き続き、一時預かり（預かり保育）を実施します。					

②-2 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外（シルバー人材センターの事業を含む））

事業の概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった子どもを保育園等で一時的に預かります。
現在の実施状況	●法人立保育園3園（グランマの家保育園・こだまふれんど保育園〈休止中〉・大宝カナリヤ保育園〈休止中〉） ●シルバー人材センター高齢者活游子育て支援事業（「シルバーで一時預かり～マロンばあばのおうち～」）
量の見込み算出方法	国の「手引き」を参考にしつつ、実績を勘案し補正の上で算出

	実績値	実施時期				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み （延べ人数）	2,014人	892人	932人	967人	998人	1,029人
B 確保方策 （延べ人数）	854人	892人	932人	967人	998人	1,029人
B-A		0人	0人	0人	0人	0人
確保方策の内容	<p><保育園での一時預かり> 保育士の確保を図りながら、市内の法人立保育園で実施します。</p> <p><シルバー人材センター高齢者活游子育て支援事業> ・「シルバーで一時預かり～マロンばあばのおうち」の実施</p>					

③ 放課後児童健全育成事業（学童保育）

事業の概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や夏休み等の長期休暇などの学校休業日に適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図ります。
現在の実施状況	●公設9か所（9小学校区）10クラブ（栗東市社会福祉協議会へ指定管理委託） ●民設4か所4クラブ（こだまクラブ・大宝こだまクラブ・治田くじら学童保育所〈令和2年4月開所〉・治田東くじら学童保育所〈令和2年4月開所〉）
量の見込み算出方法	国の「手引き」を参考にしつつ、学年別の見込みを算出するため、実績を勘案し補正の上で算出

〔市全体〕

		実績値	実施時期				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	1年生	863人	232人	247人	247人	265人	259人
	2年生		211人	221人	233人	232人	248人
	3年生		191人	199人	208人	218人	216人
	4年生		152人	156人	162人	166人	174人
	5年生		75人	97人	104人	102人	106人
	6年生		43人	40人	52人	59人	53人
	合計		904人	960人	1,006人	1,042人	1,056人
B 確保方策		792人	1,031人	1,109人	1,169人	1,169人	1,227人
B-A			127人	149人	163人	127人	171人
確保方策の内容 (施設整備等)		ニーズに合わせて必要な施設を整備（民設による学童保育所の設置や児童館等近隣施設の利活用など）するとともに、児童が安心して利用できるよう老朽化した施設の改修を進めます。					

小学校区別の内訳

〔金勝小学校区〕

		実績値	実施時期				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	1年生	63人	12人	11人	16人	12人	14人
	2年生		14人	13人	12人	17人	13人
	3年生		10人	12人	11人	11人	15人
	4年生		9人	8人	10人	9人	8人
	5年生		6人	5人	4人	5人	5人
	6年生		1人	4人	3人	3人	3人
	合計		52人	53人	56人	57人	58人
B 確保方策		54人	59人	59人	59人	59人	59人
B—A			7人	6人	3人	2人	1人
確保方策の内容		金勝学童保育所					

〔葉山小学校区〕

		実績値	実施時期				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	1年生	86人	23人	25人	19人	24人	23人
	2年生		20人	23人	25人	19人	24人
	3年生		22人	21人	25人	27人	20人
	4年生		32人	22人	21人	25人	27人
	5年生		6人	20人	14人	14人	16人
	6年生		2人	1人	5人	4人	3人
	合計		105人	112人	109人	113人	113人
B 確保方策		75人	96人	96人	136人	136人	136人
B—A			△ 9人	△ 16人	27人	23人	23人
確保方策の内容		葉山学童保育所と葉山児童館等の利活用のより確保施設整備を実施（令和3年度）					

〔葉山東小学校区〕

		実績値	実施時期				
			平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A 量の見込み	1年生	102人	29人	29人	30人	36人	43人
	2年生		34人	32人	30人	31人	37人
	3年生		25人	37人	33人	31人	32人
	4年生		16人	24人	33人	29人	27人
	5年生		11人	11人	15人	21人	18人
	6年生		3人	6人	6人	8人	11人
	合計		118人	139人	147人	156人	168人
B 確保方策		92人	100人	140人	162人	162人	180人
B—A			△ 18人	1人	15人	6人	12人
確保方策の内容		葉山東学童保育所と葉山東児童館等の利活用により確保 施設整備を実施（令和2年度、令和3年度）					

〔治田小学校区〕

		実績値	実施時期				
			平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A 量の見込み	1年生	127人	42人	41人	49人	53人	54人
	2年生		35人	37人	36人	43人	46人
	3年生		19人	32人	34人	33人	39人
	4年生		23人	13人	23人	24人	23人
	5年生		8人	11人	6人	11人	11人
	6年生		3人	3人	4人	2人	4人
	合計		130人	137人	152人	166人	177人
B 確保方策		116人	130人	168人	168人	168人	208人
B—A			0人	31人	16人	2人	31人
確保方策の内容		治田学童保育所、治田くじら学童保育所（令和2年4月開所） 施設整備を実施（令和2年度、令和5年度）					

〔治田東小学校区〕

		実績値	実施時期				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	1年生	67人	16人	25人	20人	22人	21人
	2年生		15人	15人	23人	18人	20人
	3年生		21人	13人	13人	20人	16人
	4年生		10人	16人	10人	10人	15人
	5年生		5人	7人	12人	7人	7人
	6年生		5人	4人	6人	9人	6人
	合計		72人	80人	84人	86人	85人
B 確保方策		73人	86人	86人	86人	86人	86人
B—A			14人	6人	2人	0人	1人
確保方策の内容		治田東学童保育所、治田東くじら学童保育所（令和2年4月開所）					

〔治田西小学校区〕

		実績値	実施時期				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	1年生	104人	29人	30人	29人	29人	26人
	2年生		26人	24人	25人	24人	24人
	3年生		25人	24人	23人	23人	23人
	4年生		10人	19人	18人	17人	17人
	5年生		14人	6人	12人	11人	11人
	6年生		3人	6人	3人	5人	5人
	合計		107人	109人	110人	109人	106人
B 確保方策		93人	121人	121人	121人	121人	121人
B—A			14人	12人	11人	12人	15人
確保方策の内容		治田西第一学童保育所、治田西第二学童保育所、大宝こだまクラブと治田西児童館等の利活用により確保					

〔大宝小学校区〕

		実績値	実施時期				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	1年生	129人	39人	35人	41人	44人	37人
	2年生		27人	36人	32人	38人	40人
	3年生		19人	23人	30人	27人	32人
	4年生		19人	13人	16人	21人	19人
	5年生		11人	10人	7人	8人	11人
	6年生		8人	8人	7人	5人	6人
	合計		123人	125人	133人	143人	145人
B 確保方策		113人	152人	152人	150人	150人	150人
B—A			29人	27人	17人	7人	5人
確保方策の内容		大宝学童保育所、大宝こだまクラブ、こだまクラブと大宝小学校の利活用により確保 大宝学童保育所の施設改修を実施					

〔大宝東小学校区〕

		実績値	実施時期				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	1年生	82人	19人	31人	22人	21人	21人
	2年生		25人	19人	31人	22人	21人
	3年生		17人	21人	16人	26人	18人
	4年生		13人	14人	18人	13人	22人
	5年生		9人	10人	11人	14人	11人
	6年生		6人	4人	5人	6人	7人
	合計		89人	99人	103人	102人	100人
B 確保方策		75人	165人	165人	165人	165人	165人
B—A			76人	66人	62人	63人	65人
確保方策の内容		大宝東学童保育所、こだまクラブ					

〔大宝西小学校区〕

		実績値	実施時期				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	1年生	103人	23人	20人	21人	24人	20人
	2年生		15人	22人	19人	20人	23人
	3年生		33人	16人	23人	20人	21人
	4年生		20人	27人	13人	18人	16人
	5年生		5人	17人	23人	11人	16人
	6年生		12人	4人	13人	17人	8人
	合計		108人	106人	112人	110人	104人
B 確保方策		101人	122人	122人	122人	122人	122人
B-A			14人	16人	10人	12人	18人
確保方策の内容		大宝西学童保育所と大宝西児童館等の利活用により確保					

③-2 新・放課後子ども総合プランに基づく学童保育所と放課後こども教室の一体的または連携による取り組み

放課後 子ども教室	現在の実施状況	葉山小学校区を除く8小学校区で実施
	活動の内容	小学校の校庭や教室等に子どもが安心・安全に活動できる居場所を設け、地域の大人（スタッフ）や退職教員等の協力のもと、小学生を対象に放課後を中心に各小学校区において週1回以上実施。 (活動内容) スポーツ、体験・文化活動、地域住民との交流など
	令和6年度までの実施計画	全小学校区で実施
学童保育所と放課後子ども教室の一体的な取り組み内容		小学生が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、学童保育所と放課後子ども教室の連携による事業の実施を目指します。

④ 地域子育て支援拠点事業

事業の概要	子育て支援の拠点として、乳幼児とその保護者が気軽に集える場の提供と、子育ての負担感の軽減と不安の解消をめざし、子育て相談や情報提供を行います。
現在の実施状況	3か所 ●栗東市地域子育て包括支援センター（大宝東児童館） ●栗東市地域子育て支援センター（金勝児童館・治田東児童館）
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

		実績値	実施時期				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み (延べ人数)		66,636人	56,604人	57,468人	57,912人	57,900人	57,828人
B 確保 方策	利用 延べ人数	49,484人	56,604人	57,468人	57,912人	57,900人	57,828人
	実施 か所数	4か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
確保方策の内容		3か所で実施 ●栗東市地域子育て包括支援センター（大宝東児童館） ●栗東市地域子育て支援センター（金勝児童館・治田東児童館）					

⑤ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

事業の概要	保護者の病気などの理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合や緊急的に保護を必要とする場合に、児童養護施設などで一時的に養育または保護します。
現在の実施状況	1か所 ●社会福祉法人ひかり会守山学園（業務委託契約）
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

		実績値	実施時期				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み (延べ人数)		6人	49人	49人	49人	49人	49人
B 確保 方策	利用 延べ人数	0人	49人	49人	49人	49人	49人
	実施 か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策の内容		社会福祉法人ひかり会守山学園で実施					

⑥ 病後児保育事業

事業の概要	保護者の就労等の都合により、病気の回復期にある集団保育を受けることが困難な子どもを、専用施設で一時的に預かり安静を確保し保育します。
現在の実施状況	3か所 <ul style="list-style-type: none"> ●きづきクリニックチャイルドハウス ●オルミス（草津市との相互利用協定により実施） ●陽だまり（草津市との相互利用協定により実施）
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

		実績値	実施時期				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み (延べ人数)		207人	251人	251人	251人	251人	251人
B 確保 方策	利用 延べ人数	259人	480人	480人	480人	480人	480人
	実施 か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
確保方策の内容		3か所で病後児対応型を実施 <ul style="list-style-type: none"> ●きづきクリニックチャイルドハウス 開所日数…240日 1日の定員…2人 ●オルミス（草津市との相互利用協定により実施） ●陽だまり（草津市との相互利用協定により実施） 					

⑦ 妊婦に対する健康診査

事業の概要	安心して妊娠・出産ができるよう妊婦健康診査にかかる費用を助成することにより、妊婦の健康管理の充実を図ります。
現在の実施状況	妊婦健診について、14回の健診費用を助成
量の見込み 算出方法	0歳児の人口推計に1人当たりの平成30年度の利用回数をかけて算出

	実績値	実施時期				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み (延べ人数)	1,408人	1,423人	1,426人	1,438人	1,442人	1,450人
確保方策の内容	実施場所：県内外の医療機関 実施回数：14回					

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要	生後4か月までの乳児がいる家庭を助産師または保健師が訪問し、子育てに関する相談や支援が必要な人への適切なサービスの提供につなげます。
現在の実施状況	在宅助産師および健康増進課の助産師または保健師による訪問
量の見込み 算出方法	人口推計の0歳児の人口数

	実績値	実施時期				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み (延べ人数)	631人	837人	839人	846人	848人	853人
確保方策の内容	在宅助産師等による訪問					

⑨ 養育支援訪問その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

事業の概要	【養育支援訪問事業】妊娠期や出産後に支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、保健師などが訪問し、養育に関する相談支援を行います。また、不適切な養育状態にある家庭などに対し、家庭児童相談員等が訪問し、相談支援を行います。
現在の実施状況	<健康増進課>保健師などによる訪問 <子育て応援課(家庭児童相談室)>家庭児童相談員・訪問支援員による訪問
量の見込み 算出方法	人口推計の0歳～11歳人口に平成30年度の利用率をかけて算出

	実績値	実施時期				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み (延べ人数)	125人	119人	118人	118人	117人	116人
確保方策の内容	<p>【養育支援訪問事業】 支援が必要な家庭に対し、保健師・家庭児童相談員・訪問支援員などによる訪問を実施。</p> <p>【要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会において、関係機関と連携し児童虐待防止につなげる。 ・相談員の資質向上を図るとともに、相談体制強化を図る。 					

⑩ 利用者支援事業

事業の概要	<p>【母子保健型】 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談支援等を行います。</p> <p>【その他】 教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言などを行います。</p>
現在の実施状況	<p>【母子保健型】 健康増進課で実施</p> <p>【その他】 幼児課、子育て応援課、子育て支援センター（3か所）において、それぞれの立場において実施。</p>
量の見込み算出方法	<p>国の「手引き」に基づき、教育・保育施設や地域子育て支援事業の量の見込みを勘案して算出</p>

		実績値	実施時期				
			平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A 量の見込み (延べ人数)	母子保健型	2か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	その他		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
B 確保 方策	母子保健型	2か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	その他		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策の内容		<p>【母子保健型】 健康増進課で実施</p> <p>【その他】 幼稚園、保育園の利用申し込みや相談に対応する幼児課と、子育て支援事業の円滑な利用を促進するための学童保育所等の情報提供や相談に対応する子育て応援課、子育て支援の情報提供や相談に対応する子育て支援センターが連携し、利用者支援事業を担う。</p>					

⑪ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

事業の概要	世帯の所得状況を勘案して定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合にかかる日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または特定教育・保育にかかる行事への参加に要する費用の全部または一部を助成する事業です。
確保方策の内容	経済的負担の軽減のため、世帯の所得状況等を勘案して定める基準に基づき、必要な助成を実施します。

⑫ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業の概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。
確保方策の内容	新規参入事業者等が適切な保育を提供できるよう、園を訪問し、相談・助言等の支援を行います。新規開設園も増加していることから、保育内容の充実に向けた支援を行います。

4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

①認定こども園の普及にかかる基本的な考え方

本市では、平成 15 年度より、多様化する保育ニーズや地域への子育て支援に対応していくため、保育園と幼稚園のカリキュラムを一本化した乳幼児保育総合システムを構築し、幼児園の設置などにより混合保育、交流保育を実施してきました。さらに平成 22 年度より就学前の一貫した保育・教育を目指して「すくすく育つ りっとう子 保育教育課程」を作成し市内のすべての乳幼児が同じ保育観で保育・教育が受けられるよう、同一施設の中で、利用者のニーズに応じて短時間と中・長時間の保育を提供しています。

そのような中、近年、女性の就労率の上昇に伴う、低年齢児からの保育ニーズが増加する一方で、幼稚園への入園ニーズは減少傾向にあり、この傾向は今後とも続くと思込まれることから、今後の保育需要への対応、特に、将来的な就学前人口の減少も見据え、保育所の増設のみではなく、幼稚園の適正な配置・運営（現有施設の有効活用）の視点も踏まえ、民間による認定こども園の開設や、公立幼児園の認定こども園化についても検討を進め、取り組むことで、よりよい教育・保育環境の提供を図ります。

②教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進体制について

本市における教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、その量の確保と同時に、質の向上が図られるよう、認可や確認における市の関与に際して、適切な指導及び助言などを行います。

また、これらの事業を担う事業者間での課題や情報の共有化を図り、総体として本市の子ども・子育て支援事業の最適化が図られるよう、事業者間での連携強化を促します。

今日まで幼児期の保育・教育における「育ち」から小学校教育における「学び」の円滑な接続に向けて、保・幼・小の連絡会議や保幼小交流などを通じて保育園・幼稚園・幼児園と学校との連携を図ってまいりましたが、平成 29 年 3 月の保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び小学校学習指導要領が改正されました。これを踏まえ、保育園・幼稚園・幼児園及び小学校のより一層の連携強化や連続性、一貫性を持った接続を図るため、市内各小学校区において法人立を含めた幼保小共通の「保幼小接続期カリキュラム」を作成し、同カリキュラムをもとに、保・幼・小の円滑な接続に取り組めます。

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

子育ては、家庭が主体となることはもちろん、教育・保育や子育て支援を担う機関をはじめ職域さらには地域社会全体において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら進める必要があります。そのためにも、ホームページや広報などの媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動などと十分に連携を図りつつ計画を推進します。

本計画の基本理念に掲げた「子ども・家庭・地域 ともに育つまち りっとう」の実現に向け、保育園・幼稚園・幼児園・小学校・関係団体及び関連部署等が一体となり計画の推進を図ります。また、県や国との連携を密にし、制度の円滑な導入・展開を図るとともに、制度面の充実・改善がなされるよう、県や国に対し働きかけていきます。

2 計画の進行管理

本計画については、PDCA サイクル【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理を行います。施策の実施状況や計画全体の成果について、栗東市子ども・子育て会議において、毎年度点検や評価をします。

また、子どもの人口の推移や、教育・保育事業及び地域子育て支援事業のニーズに大きな変動がある場合は、必要に応じ、計画の一部見直しを行います。

第2期栗東市子ども・子育て支援事業計画

令和 年 月

発行：栗 東 市

編集：栗東市 子ども・健康部 子育て応援課

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

電話：077-551-0114 FAX:077-552-9320